

第5期

福生市地域福祉活動計画

ささえあいプランふっさ



令和3年（2021年）3月

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

はじめに

福生市社会福祉協議会では、「気づき」「築き」「認め」「支えあう」ことを、福生市、地域住民とともに、みんなで対応について学び、考え、解決に向けて行動することで、「ともに生きるまち ふっさ」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今日、我が国では、人々が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化や少子高齢・人口減少社会の到来という社会構造の変化などを背景として、様々な場での支え合いの基盤が弱まってきていることから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

子どもから高齢者までより多くの住民が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域として支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくためには、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を發揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

この度、策定いたしました「第5期 福生市地域福祉活動計画 ささえあいプラン ふっさ」は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、関係者一体となって進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様にお礼を申し上げますとともに、計画の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

目 次

第 1 章 第 5 期福生市地域福祉活動計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 福生市社会福祉協議会活動と計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画策定の経緯.....	4
第 2 章 福生市の地域福祉の現状と課題	5
1 人口と世帯の状況.....	5
2 高齢者の状況.....	7
3 障害のある人の状況.....	8
4 子どもの状況.....	10
5 ひとり親家庭の状況.....	12
6 生活保護の状況.....	14
7 町会・自治会の状況.....	14
8 市民活動の状況.....	15
9 アンケート調査からみる状況.....	17
10 第 5 期計画の策定の課題.....	18
第 3 章 第 5 期福生市地域福祉活動計画の基本的考え方	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
3 具体的な事業活動.....	22
4 個別事業.....	22
5 第 5 期計画の施策体系.....	24

第4章 基本理念・目標の実現に向けて取り組む具体的な事業活動 . . . 25

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり	25
（1）地域住民の福祉への理解とネットワークの構築	25
（2）小地域福祉活動の一層の充実	26
（3）誰もが参加できる地域活動の促進	27
基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり	30
（1）包括的な支援体制の整備	30
（2）大規模災害への福祉的対応	31
基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり	33
（1）生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進	33
（2）地域福祉充実のための様々な提案の促進	39

第5章 地域福祉活動計画の推進体制 40

1 事業計画の策定	40
2 「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」の設置	40
3 地域福祉活動計画の評価・見直し	40
4 福生市社会福祉協議会の充実強化	41
5 計画の進行管理	42

参考資料 43

1 地域福祉推進のためのアンケート調査	43
2 用語解説	58
3 第5期福生市地域福祉活動計画策定委員会	62
4 諮問書	64
5 答申書	65



第1章

第5期福生市地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症、交通事故、詐欺等の様々な脅威や不安が高まっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進の中核を担う社会福祉協議会の役割は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが、求められています。

そこで、より公益的な活動の幅を広げ、住民・ボランティアの主体的な参加による制度内外の福祉サービスの実践、地域や住民の力が集まるシステムづくりが必要です。

国では、福祉を取り巻く様々な法制度の整備を進め、対応を図っており、介護保険法の改正（平成27年4月施行）において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）においては、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成28年4月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布による「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

社会福祉法人福生市社会福祉協議会（以下「福生市社協」という）では、地域福祉を推進して行くために「第1期福生市地域福祉活動計画（福生ふくしプラン）」を平成7年に策定し、さらに平成15年に「第2期福生市地域福祉活動計画」を、平成23年に「第

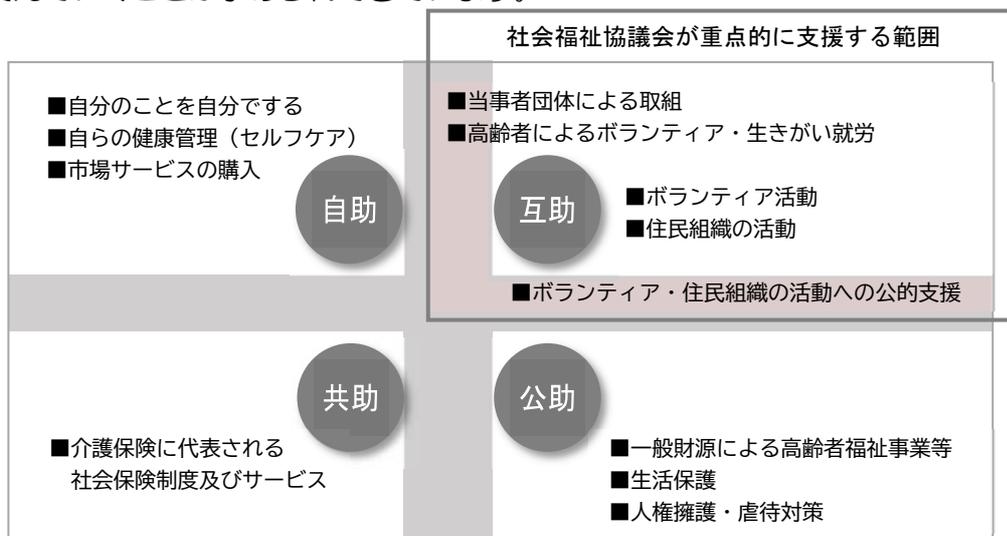
3期福生市地域福祉活動計画」を策定し、平成30年度には、こうした流れを受け継ぎつつ、法制度に基づく福祉サービスと連携した、住民主体のインフォーマルなサービスをつくり出し、福生市に暮らす市民すべての生活課題を世代・年代で区切ることなく受け止めて支援して行くことができる地域福祉活動の一層の充実を目指して、「第4期福生市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、「第4期福生市地域福祉活動計画」の計画期間は令和2年度までとし、福生市が今年度新たに「第6期福生市地域福祉計画」を策定するため、「福生市地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が福生市の地域福祉を推進するいわば“車の両輪”として機能するよう、行政と歩調を合わせ「第5期福生市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

2 地域福祉とは

地域福祉の基本的な目的は、住み慣れた地域の中で、家族・近隣の人々・友人・知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、日常生活を送ることができるような状態を創っていくことです。このような「地域福祉」の実現のためには、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な市民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要となってきます。

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障害福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、地域住民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められてきています。



しかし、少子高齢化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合い等の「地域力」の低下が指摘されています。そのような中、地域でひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。また、高齢者人口が増加する中で認知症高齢者の増加も今後見込まれており、早急な対応が必要となっています。

その中で日ごろ身の周りで起こる問題はまず、個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）やボランティア、NPOなどの活動（共助）で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や公的制度で解決（公助）する、といった、重層的な取り組みが必要となってきます。

3 福生市社会福祉協議会活動と計画の位置づけ

（１）社会福祉協議会と地域福祉活動計画

① 社会福祉協議会とは

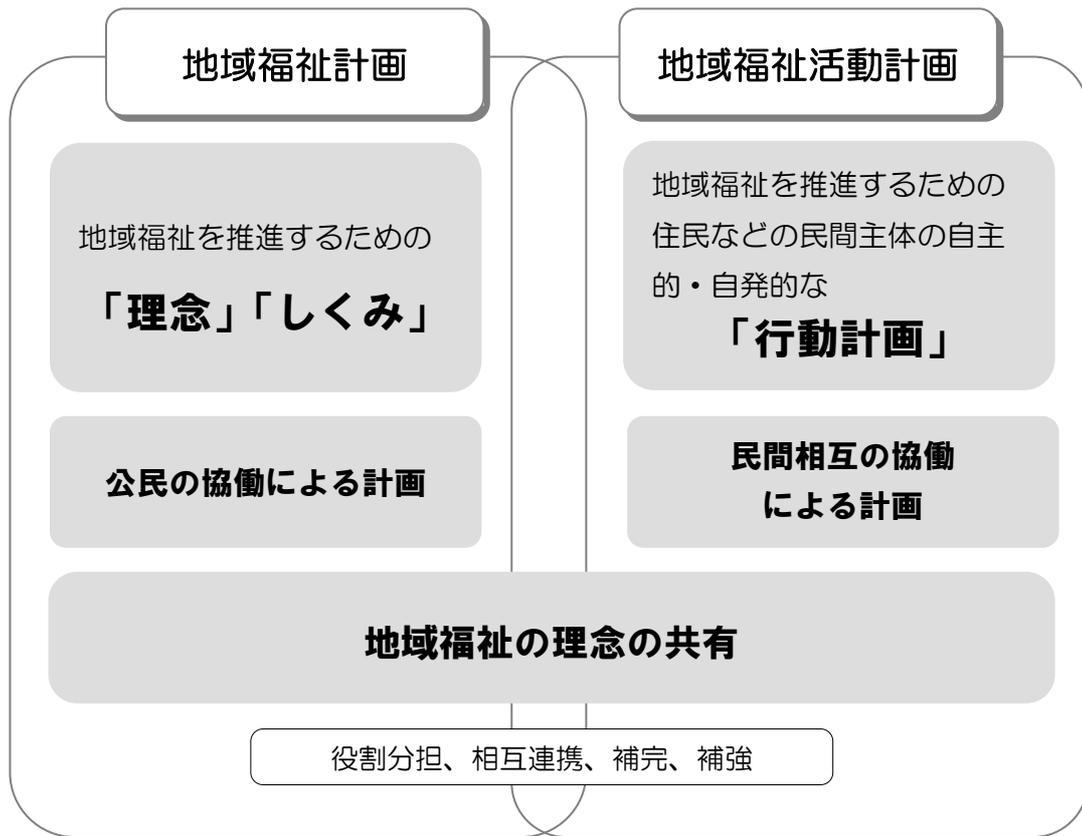
市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域住民・社会福祉関係者・保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携・協働しながら、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など様々な活動を行っています。

② 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

③ 地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉活動計画とともに地域福祉の推進を目指すものであるため、市と社会福祉協議会が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら地域福祉を進めていきます。



|| 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

|| 5 計画策定の経緯

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、住民代表、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉活動計画策定委員会」において審議されました。

また、計画（案）について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。

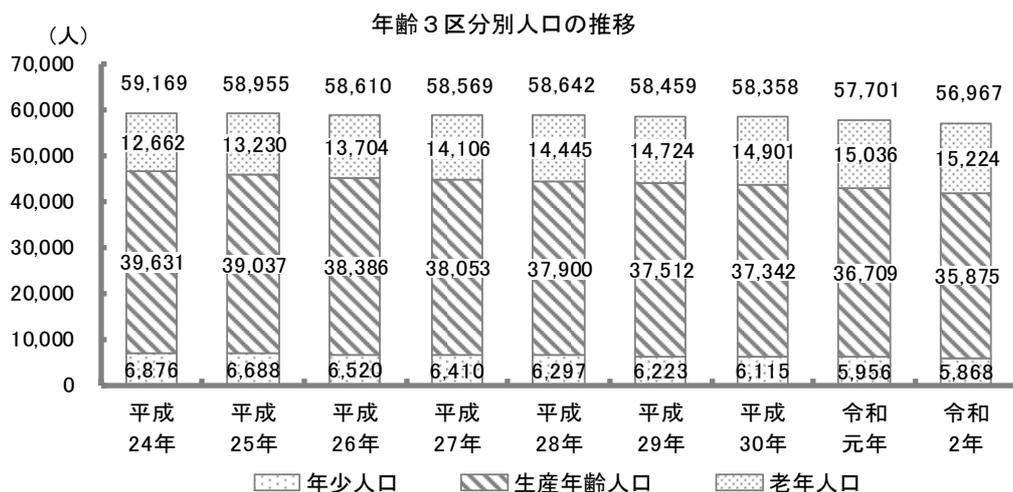


福生市の地域福祉の現状と課題

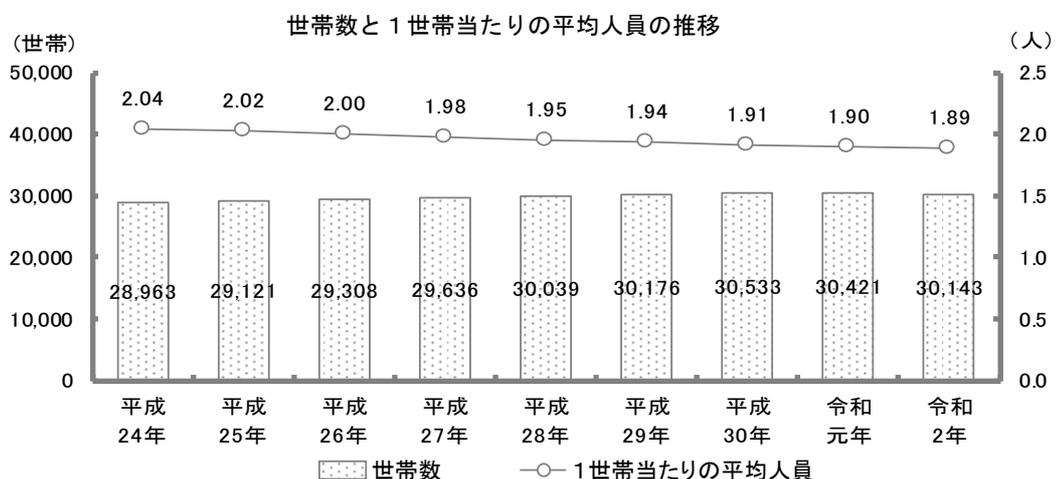
1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本市の住民基本台帳人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和2年には56,967人となっています。年齢3区分別の人口の推移をみると、年々年少人口が減少し、老年人口が増加しています。また、世帯数については、人口が減少し世帯数は増加している結果、1世帯当たりの平均人員数は平成24年の2.04人から令和2年の1.89人へと減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

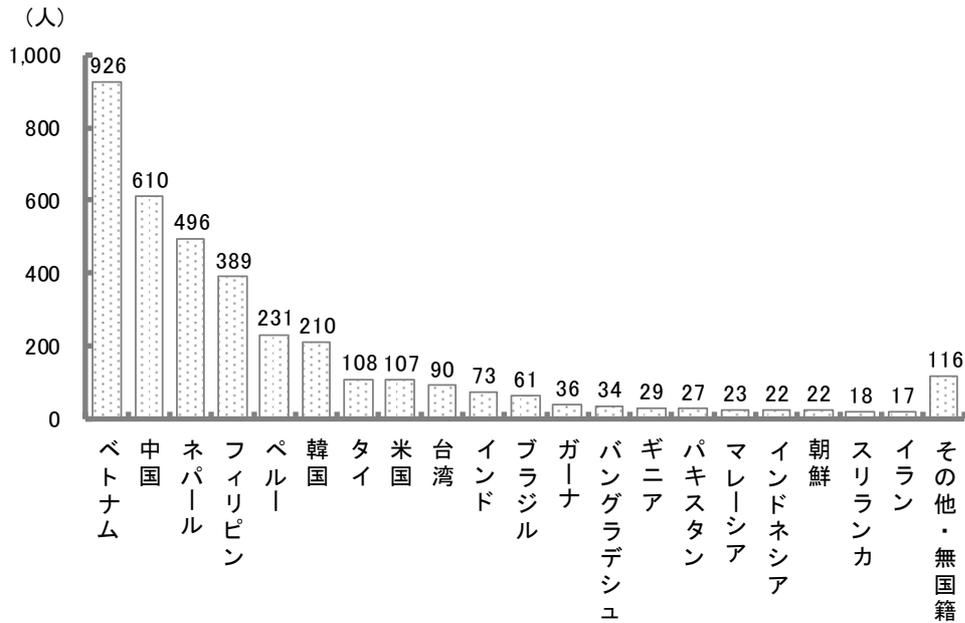


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 外国人住民の状況

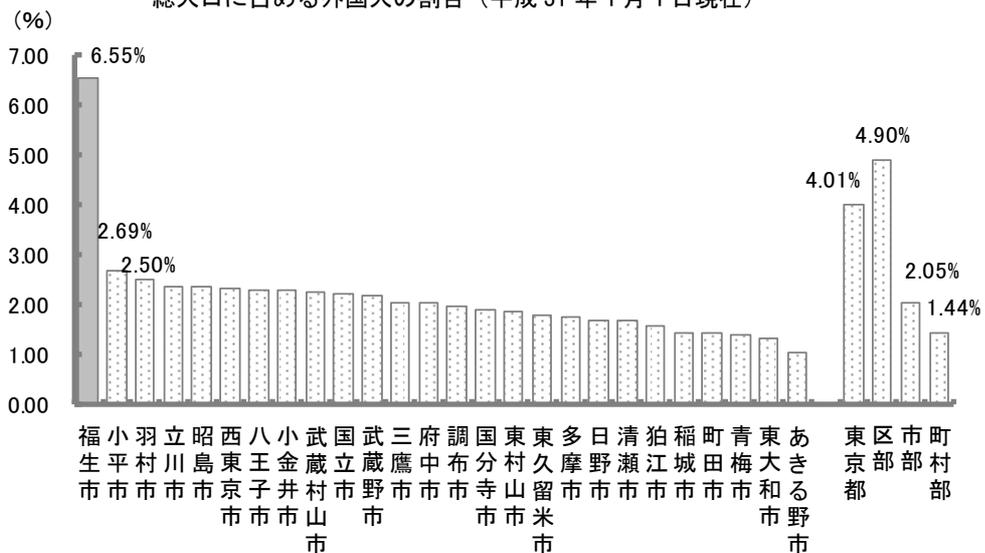
本市は総人口に占める外国人の割合が大きく、令和元年度で、3,645人の外国人が登録しています。その国籍は64か国（無国籍を除く）であり、国別にみるとベトナムが926人と最も多く、次いで中国が610人、ネパールが496人、フィリピンが389人となっています。

国籍・地域別外国人住民人口



資料：福生市事務報告書（令和元年度）

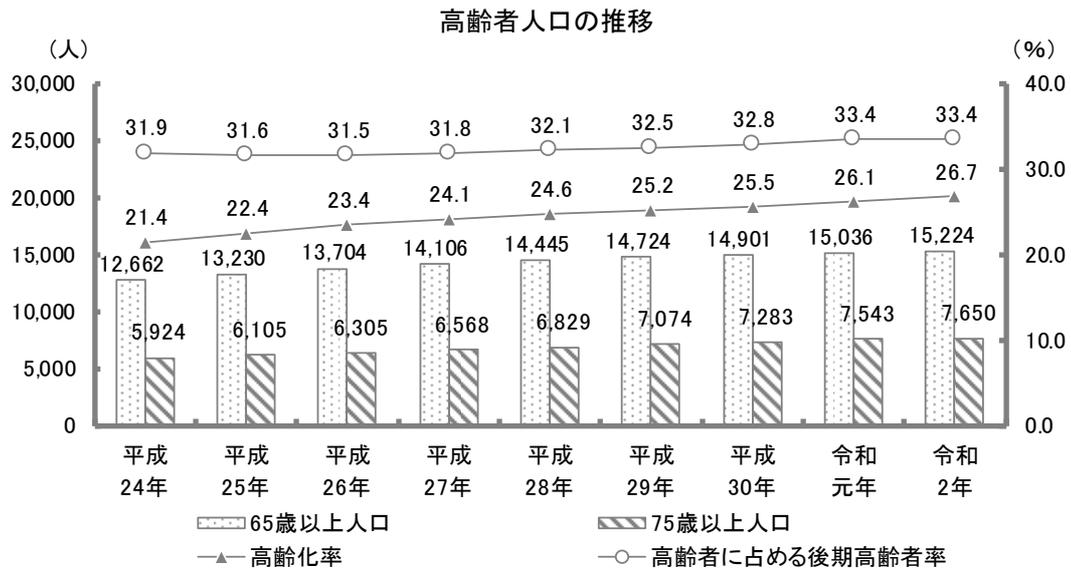
総人口に占める外国人の割合（平成31年1月1日現在）



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

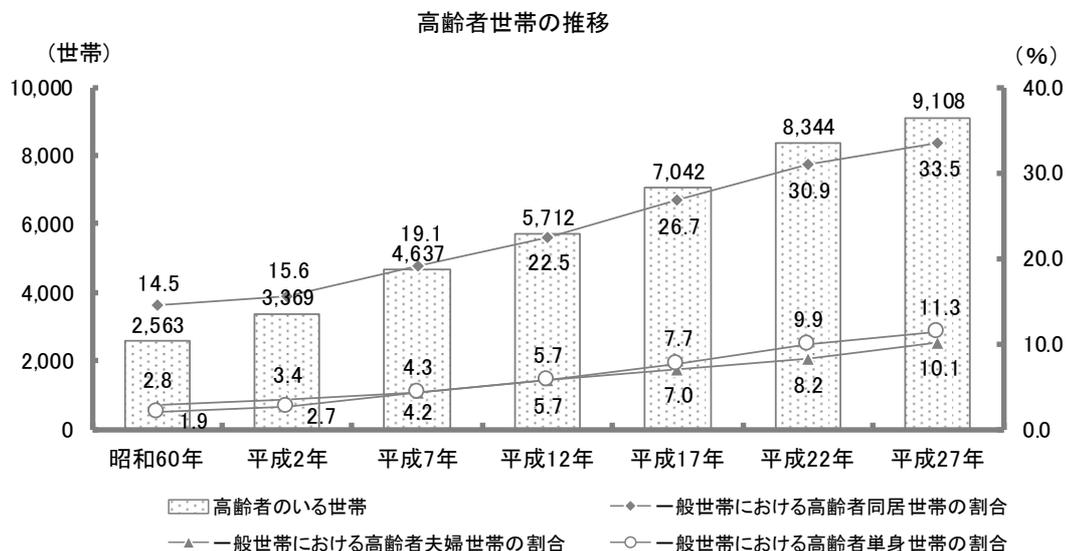
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年には本市の総人口の26.7%、15,224人となっています。また、平成26年以降、高齢者に占める後期高齢者（75歳以上）の割合が徐々に大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯数の推移

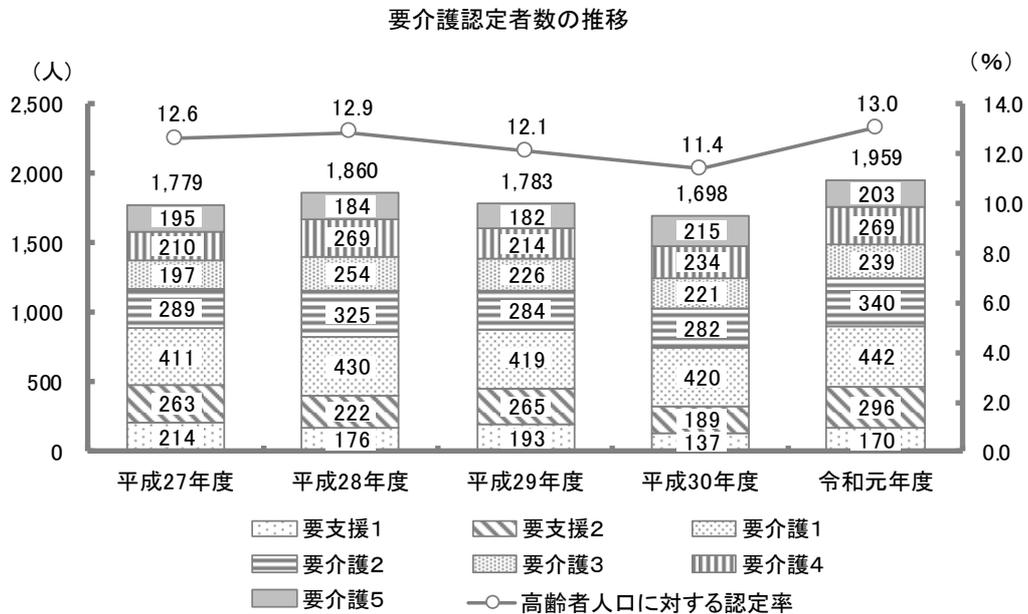
国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、昭和60年以降毎年増加し続け、平成27年には9,108世帯となっています。高齢者単身世帯の割合、高齢者夫婦世帯の割合の伸びが大きくなっています。



資料：国勢調査

(3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移については、平成28年度から平成30年度にかけて減少していましたが、令和元年度に増加し1,959人、高齢者人口に対する認定率が13.0%となっています。

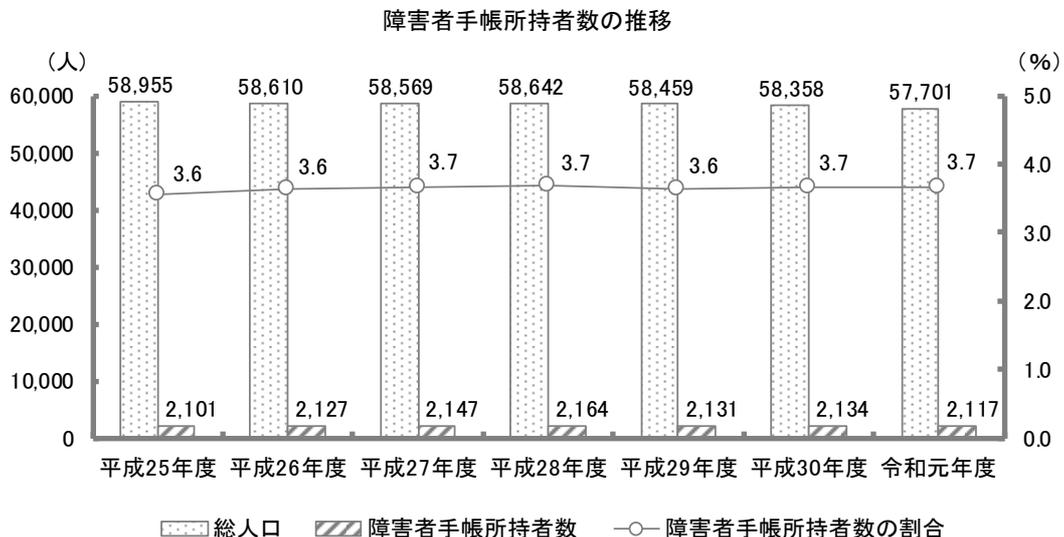


資料：福生市事務報告書（各年度）

3 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者（児）手帳登録者及び知的障害者（児）「愛の手帳」登録者を合わせた障害者手帳所持者数は、横ばいであり、令和元年度で2,117人となっています。また、障害者手帳所持者数の割合も令和元年度で3.7%となっています。



資料：福生市事務報告書（各年度）

(2) 身体障害者（児）手帳登録者数

令和元年度における身体障害者（児）手帳登録者数は、肢体不自由が 787 人、視覚障害が 135 人、聴覚障害・言語障害が 183 人、内部障害が 558 人、合計で 1,663 人となっています。

障害別・等級別にみた身体障害者（児）手帳登録者数

単位：人

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	内部障害	計
1級	137	40	0	355	532
2級	153	47	47	8	255
3級	151	6	44	50	251
4級	240	12	42	145	439
5級	66	23	0	0	89
6級	40	7	50	0	97
計	787	135	183	558	1,663

※内部障害は、呼吸器・心臓・腎臓・膀胱・直腸・小腸機能・免疫・肝臓障害の合計

資料：福生市事務報告書（令和元年度）

(3) 知的障害者（児）の状況

令和元年度における知的障害者（児）登録者数は、1度（最重度）が 12 人、2度（重度）が 97 人、3度（中度）が 104 人、4度（軽度）が 241 人、合計で 454 人となっています。

程度別にみた知的障害者（愛の手帳）登録者数

単位：人

1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	計
12	97	104	241	454

資料：福生市事務報告書（令和元年度）

(4) 精神障害者の状況

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳交付状況は、1級が 36 件、2級が 316 件、3級が 180 件、合計で 532 件となっています。

等級別にみた精神障害者保健福祉手帳交付数【福生市分】

単位：件

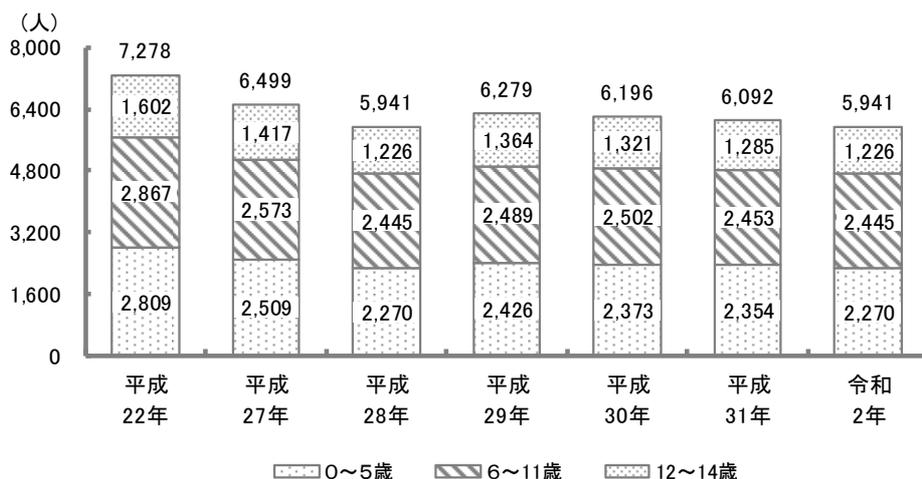
1級	2級	3級	計
36	316	180	532

資料：東京都 中部総合精神保健福祉センター（令和元年度）

4 子どもの状況

(1) 児童・生徒数の推移

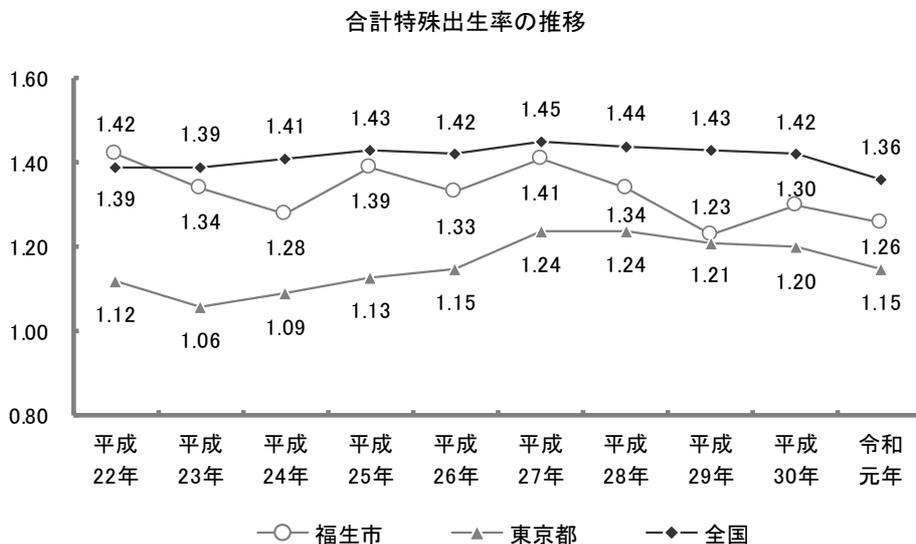
児童・生徒数の推移をみると、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年には0～5歳は2,270人、6～11歳は2,445人、12～14歳は1,226人となっています。



資料：福生市資料（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率

女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、平成22年の1.42から増減を繰り返しながら推移し、令和元年には1.26となっています。平成23年以降、本市の合計特殊出生率は、全国より低いものの東京都よりも高い水準で推移しています。



資料：人口動態統計

(3) 教育・保育の状況

市内の保育状況は、在籍児童のうち、管内児が 1,315 名（定員は 1,395 名）、受託児が 34 名となっており、平成 28 年以降、4 月 1 日時点での保育所等利用待機児童はおりません。

市内に幼稚園は、令和 2 年 5 月 1 日現在 4 園設置されており、定員の合計は 1,016 人となっています。

また、令和 2 年 5 月 1 日現在、学童クラブは 12 箇所あり、666 人が入所しており、受入れ可能数は 830 人で待機児童はおりません。

保育の状況

単位：人

	市内の認可保育所 定員	在籍児童		管外委託児
		管内児	受託児	
公立	—	—	—	—
私立	1,395	1,315	34	32
計	1,395	1,315	34	32

資料：福生市資料（令和 2 年 4 月 1 日現在）

待機児童数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
保育所等利用 待機児童	6	0	0	0	0	0

※年度途中には待機児童が発生しています。

資料：福生市資料（各年 4 月 1 日現在）

幼稚園の状況

単位：人

施設数	定員合計	3歳児	4歳児	5歳児
4施設	1,016	305	354	357

資料：福生市資料（令和 2 年 5 月 1 日現在）

学童クラブの状況

単位：人

区分	受入れ可能数	入所人数	待機児童数
12 箇所	830	666	0

資料：福生市資料（令和 2 年 5 月 1 日現在）

5 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の推移

児童育成手当支給状況からみた本市のひとり親家庭の推移は、減少傾向にあり、令和元年度で683世帯、児童数は1,010人となっています。

ひとり親家庭の推移

単位：世帯、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	755	716	707	688	691	683
母子家庭数	689	659	650	631	632	633
父子家庭数	66	57	57	57	59	50
児童数	1,086	1,028	1,024	1,003	1,014	1,010

資料：福生市資料

(2) ひとり親家庭福祉サービス利用状況

ひとり親家庭等医療費助成事業利用状況、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、児童扶養手当の認定及び支給状況、ひとり親家庭の就労支援事業、母子・父子自立支援員（ひとり親家庭からの相談に応じる）の相談状況の推移は次のとおりです。

ひとり親家庭等医療費助成事業利用状況

単位：件、円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数	15,853	15,300	14,724	14,311	14,581	13,748
助成金額	37,715,694	38,185,530	35,527,700	33,315,759	33,782,603	32,839,285

資料：福生市資料

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施状況

単位：世帯、回、時間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣世帯数	3	6	8	8	13	12
延派遣回数	13	87	211	153	208	307
延派遣時間数	49	642	1,008	746	1,135	1,692
延時間外派遣 時間数(再掲)	29	91	696	524	391	836

資料：福生市資料

児童扶養手当認定・支給状況

単位：件、人、円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	79	76	76	89	84	69
認定件数	79	76	76	88	84	69
受給者数	609	568	552	533	515	505
支給停止者数	83	96	97	101	113	113
総支給額	283,581,890	282,851,160	269,985,600	272,315,700	268,389,730	340,771,870

資料：福生市資料

ひとり親家庭就労支援事業

単位：件

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	1	0	1	0	1	1
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	3	1	3	4	3	3
母子・父子自立支援プログラム策定事業	8	7	7	6	4	4

資料：福生市事務報告書（各年度）

母子・父子自立支援員の相談状況

単位：件

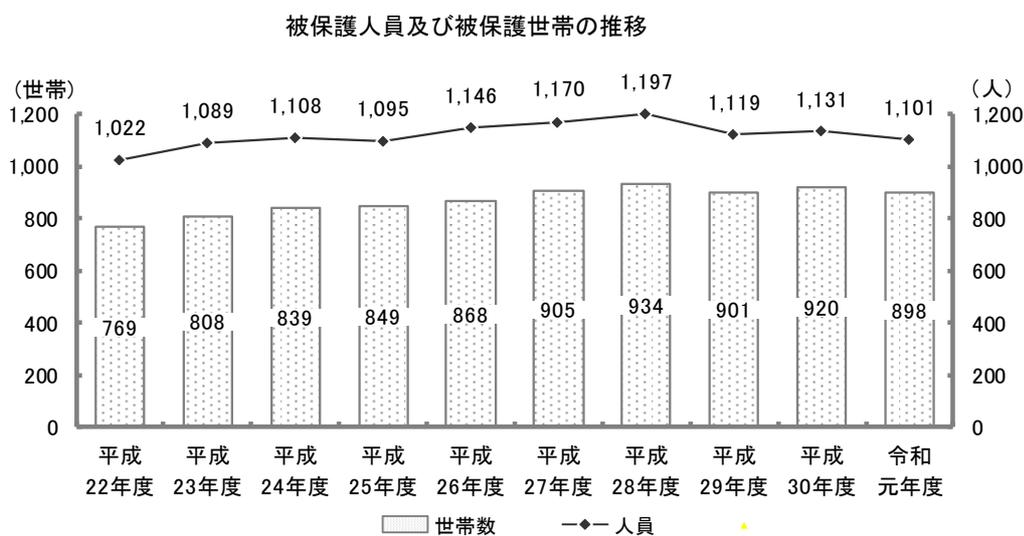
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅・医療健康・就労等	563	445	569	577	410	334
児童の養育・教育・非行等	130	117	89	195	55	38
各種手当・福祉資金等	233	272	198	300	519	347
母子生活施設入所他	35	28	9	1	6	9
合計	961	862	865	1,073	990	728

資料：福生市事務報告書（各年度）

6 生活保護の状況

(1) 被保護人員及び被保護世帯の推移

被保護人員及び被保護世帯数ともに、近年は減少傾向にあり、令和元年度で被保護人員が 1,101 人、被保護世帯数が 898 世帯となっています。

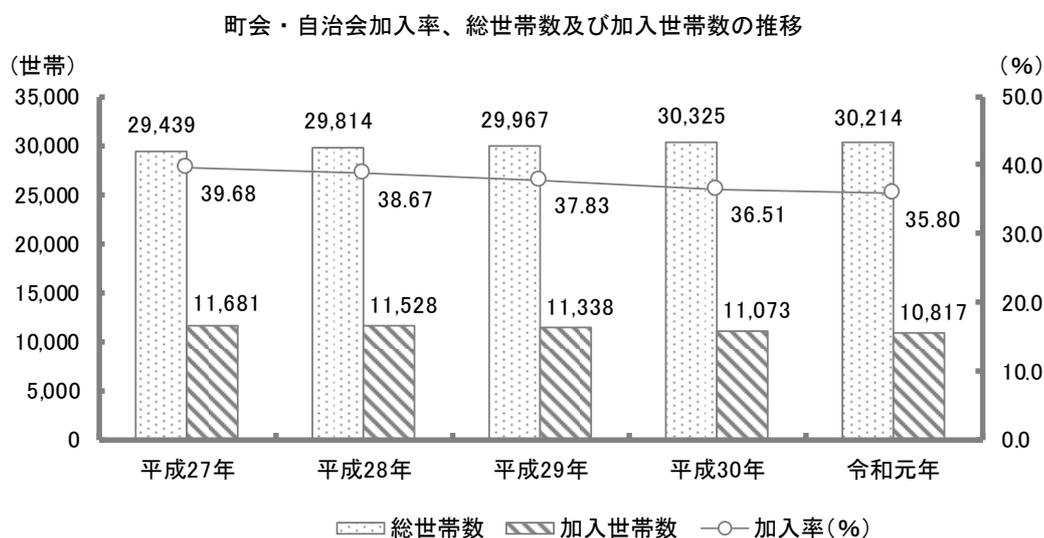


資料：福生市事務報告書（各年度）

7 町会・自治会の状況

(1) 町会・自治会加入率、総世帯数及び加入世帯数の推移

加入世帯数と加入率は、ともに年々減少傾向にあり、令和元年で 10,817 世帯、35.80%となっています。



資料：福生市ホームページより（各年 10 月現在）

8 市民活動の状況

(1) ボランティア活動の状況

市内では、福祉の分野をはじめ、青少年の育成、文化、スポーツ、防災・災害、外国人を対象とした活動など、様々な分野でボランティア活動が展開されています。『ふっさボランティア・市民活動センター』には、団体・個人が登録しています。

ふっさボランティア・市民活動センター登録数

単位：人

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
157 団体	3,903	884	4,787

資料：福生市社会福祉協議会（令和2年3月31日現在）

(2) NPO法人（特定非営利活動法人）の活動状況

市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、23 団体となっています。（令和2年10月30日現在の認証NPO法人）

そのうち、保健・医療・福祉分野で活動している団体が10 団体、社会教育分野で活動している団体が11 団体、まちづくり分野で活動している団体が9 団体、災害救援分野で活動している団体が2 団体、地域安全分野で活動している団体が1 団体、人権分野で活動している団体が4 団体、となっています。（重複含む）

(3) 公民館活動の状況

公民館に登録し、生涯学習活動等を行っているサークル数は、199（令和元年6月現在）です。活動内容は、多岐にわたり、福祉、文化、芸術、環境、国際交流等の分野で様々な活動が行われています。

また、サークル活動を通してボランティア活動を行っている市民も多く、公民館での講座受講がボランティア活動を始めるきっかけになる場合があります。

9 アンケート調査からみる状況

本計画策定では、地域福祉活動の中核となっている小地域福祉活動リーダー（13名回答）と、高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査（70名回答）を行い、多くのご意見を頂きました。

意見の内容では、福生市で行われている福祉分野に関する事業で、充実していることとして、両アンケートとともに、子育て支援や、相談支援体制が挙げられています。一方で不足していることとして、人材不足による狭間の問題もありました。

それぞれの主な結果は次の通りです。（詳細は巻末の参考資料を参照）

（1）小地域福祉活動リーダーへのアンケート調査

- 地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」の割合が最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が高くなっています。
- ふだんの活動を通じて市や地域の課題として、「ひとり暮らし高齢者の増加」の割合が最も高く、次いで「近所同士のつながりが希薄になってきた」、「地域活動への参加者の高齢化（減少）」の割合が高くなっています。
- 地域活動を行ううえで足りないと感じる活動に、参加してほしい人へ情報を伝える方法がわからないという意見がありました。
- これからの福生市の福祉で重点にすべきこととして、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が最も高く、次いで「気軽に集まれる場の充実」、「気軽に相談できる体制の充実」、「福祉サービスに関する情報提供」の割合が高くなっています。

（2）福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査

- 地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が最も高く、次いで「（ひとつの世帯で）分野をまたがる複合的な困難を抱えるケースが増えている」、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」の割合が高くなっています。
- ふだんの活動を通じて市や地域の課題として、「地域活動の担い手が少ない」の割合が最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の増加」、「近所同士のつながりが希薄になってきた」の割合が高くなっています。また、地域交流の場はあるが、参加を促す後押しがないという意見もありました。
- これからの福生市の福祉で重点にすべきこととして、「気軽に相談できる体制の充実」の割合が最も高く、次いで「民間事業者等による福祉事業との連携」、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が高くなっています。

10 第5期計画の策定の課題

統計データ、市民活動の状況、アンケート調査等の現状を踏まえ、第5期福生市地域福祉活動計画を策定するにあたっての福生市の地域福祉の主な課題を、次のように設定しました。

課題① 福祉活動に関わる人材育成

高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査では、ふだんの活動を通じた市や地域の課題として、「地域活動の担い手が少ない」の割合が最も高くなっています。

地域活動に対する負担の軽減や役割の明確化を図りつつ、福祉活動に関わる人材の育成が必要です。

課題② ボランティア活動の機会

高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査では、民間、公共問わず現在、福生市で行われている、高齢、障がい、子どもの分野に関する事業について、充実していることとして、地域のボランティア養成講座などボランティアの育成や、仕組みづくりへの取り組みが挙がっています。

引き続き、潜在的なボランティア活動のニーズを掘り起こしていく必要があります。

課題③ 地域のつながりの希薄化

小地域福祉活動リーダーのアンケート調査では、地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」の割合が最も高くなっており、地域のつながりの希薄化がうかがえます。

課題④ 福祉課題を抱えた人の孤立化

高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査では、地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が最も高くなっています。

個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあり、問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められています。

課題⑤ 福祉サービス等の対象となる人への情報発信

高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査では、個々の事業は存在しているが、本当に知りたい人、相談したい人に情報が周知されていないという意見がありました。

また、事業所として、地域と連携するうえでの課題・問題点として、「個人情報の取り扱いが難しい」の割合が最も高く、次いで「どこまで踏み込んでよいのかが分からない」、「地域とのつながりが薄く、把握ができていない」の割合が高くなっています。

支援が必要な人の情報の管理・活用方法の検討と、一人ひとりの状況や年齢層を考慮するなど、福祉サービス等の対象となる人へ対象者を意識した情報発信が必要です。

課題⑥ 関係機関・団体との連携

小地域福祉活動リーダーのアンケート調査では、これからの福生市の福祉で重点にすべきこととして、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が最も高くなっています。

また、高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職へのアンケート調査では、制度の狭間にいる人に向けたネットワークによる支援と、各団体同士が業種などをこえて共通の課題を認識する取り組み、コミュニティソーシャルワークが不足しているという意見がありました。

多様な福祉ニーズに対応していくため、地域での助け合いや様々な社会資源の連携によって支援の充実を図っていくことが必要となっています。また、高齢者・障害のある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、今後も、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。



第3章

第5期福生市地域福祉活動計画の基本的考え方

1 基本理念

「地域福祉活動計画」における理念は、地域住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が協働して主体的に地域福祉活動に取り組むための共通の考え方や認識、また、地域福祉活動計画が目指す方向性を地域住民に理解しやすく、かつ分かり易くあらわすことが求められます。そこで、第5期福生市地域福祉活動計画の基本理念を次のとおり定めます。

**すべての人が、
住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり**

基本理念の考え方

令和2年、新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の交流や見守りなど地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼし、活動の休止を余儀なくされ、活動が再開されても人数制限をしなくてはならない事態を招いています。この影響により活動に支えられてきた方々は社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。

今後、市民の暮らしが新しい生活様式へ移行していく中においても、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を大切に、従来の地域福祉活動等の関係者や社会福祉法人に加えて、各種団体等との協力関係のもとで全市的に新たな地域福祉活動等を推進していく思いを、基本理念に込めています。

|| 2 基本目標

「第5期福生市地域福祉活動計画」の基本理念を実現するため、「新・社会福祉協議会基本要項」における社協活動の原則を踏まえ、市民及び事業者等が具体的な地域福祉活動を戦略的に展開するための働き（機能）を整理し、第5期福生市地域福祉活動計画における基本目標を次の3つとします。

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

地域福祉を推進するために、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図り、また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支え合い、困ったときに助けあうことができる組織的な活動を推進し、福祉教育に取り組むことで、障害の有無や年齢に関係なく、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。また、今後、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対応するため、地域住民の交流を深め、つながりを強化し、防災や防犯に対する意識や活動を高められるよう取り組みます。

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

だれもが気軽に相談でき、必要な支援に結びつける「断らない相談」に取り組み、住民のニーズに合った適切な情報や支援の提供を図ります。また、支援を必要としている人々に適切な福祉サービスが行き渡るよう、関係機関・団体との連携を強化し、だれもが適切な支援につながる体制づくりを進めます。

3 具体的な事業活動

第5期福生市地域福祉活動計画において、市民や事業者等が連携・協働する具体的な地域福祉の事業活動の主要項目を、基本目標別に掲げます。

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

- (1) 地域住民の福祉への理解とネットワークの構築
- (2) 小地域福祉活動の一層の充実
- (3) 誰もが参加できる地域活動の促進

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

- (1) 包括的な支援体制の整備
- (2) 大規模災害への福祉的対応

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

- (1) 生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進
- (2) 地域福祉充実のための様々な提案の促進

4 個別事業

前項の「具体的な事業活動」の下に、次の個別事業を行います。

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

- (1) 地域住民の福祉への理解とネットワークの構築
 - 1) 広報・福祉啓発活動の充実
 - 2) 新たな広報手段の活用
 - 3) 企業・商店街などとの連携
- (2) 小地域福祉活動の一層の充実
 - 1) 小地域福祉活動リーダー及びボランティアの育成
 - 2) 小地域福祉活動の基盤強化への支援
 - 3) 地域福祉関係団体・機関との連携強化

(3) 誰もが参加できる地域活動の促進

- 1) 広報・啓発活動の充実
- 2) ボランティア育成支援プログラムの充実
- 3) ボランティアグループ・当事者団体等との協働・支援の充実
- 4) ボランティア・市民活動センターの基盤強化
- 5) 地域における市民学習（福祉）の推進

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 包括的な支援体制の整備

- 1) 相談支援活動の充実と相談支援体制の構築
- 2) 小地域福祉活動への支援

(2) 大規模災害への福祉的対応

- 1) 災害時における要配慮者への支援
- 2) 災害ボランティアに関する啓発と育成
- 3) 災害ボランティア体制整備の支援
- 4) 災害時の福生市社会福祉協議会体制の強化

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(1) 生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進

- 1) 福祉サービス利用援助と成年後見制度の利用促進
- 2) 在宅福祉サービス事業等の充実
- 3) 子育て支援事業等の充実
- 4) 高齢福祉・介護サービス等支援事業の充実
- 5) 障害福祉サービス等支援事業の充実
- 6) 当事者団体の活動・組織化支援

(2) 地域福祉充実のための様々な提案の促進

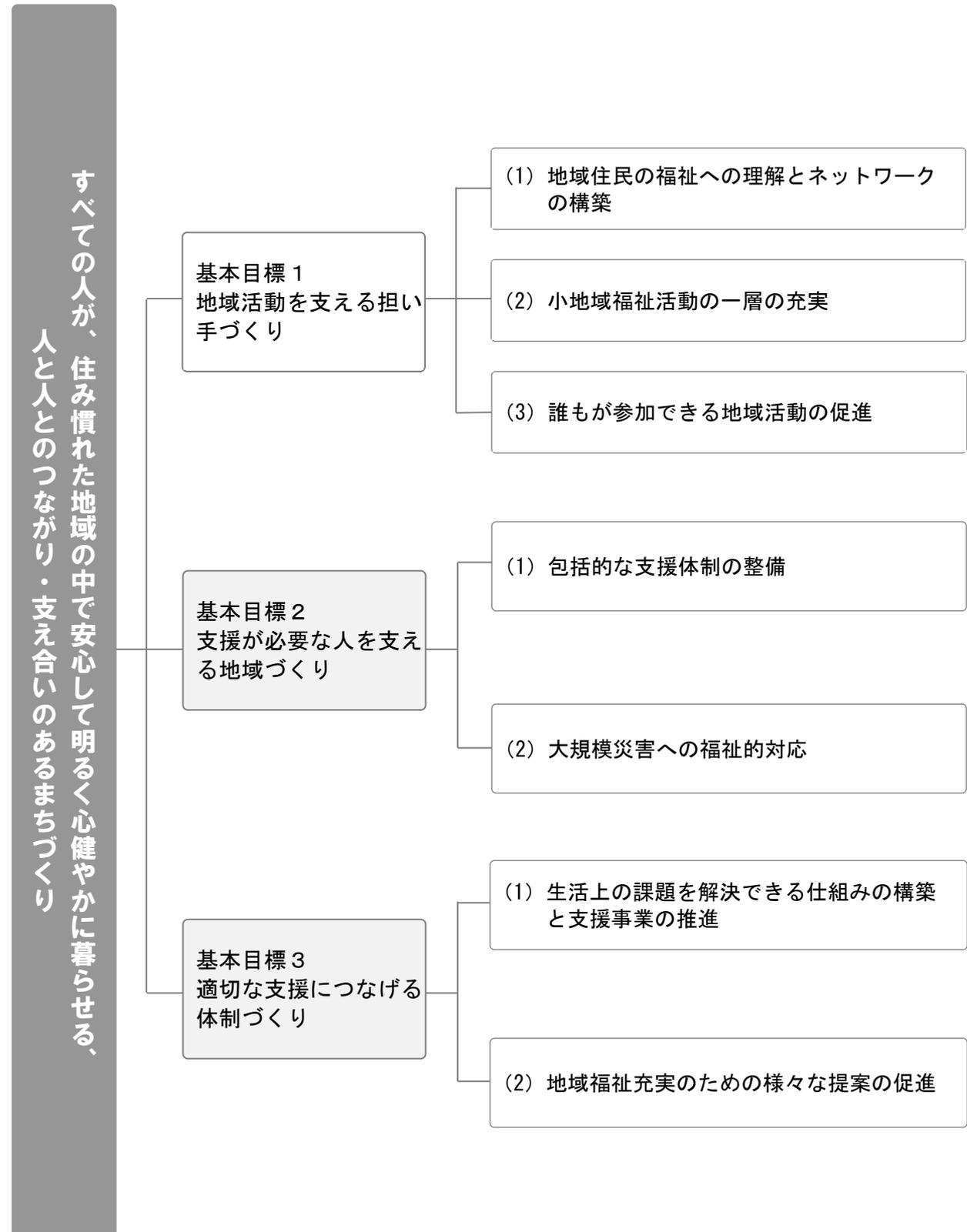
- 1) 福祉ニーズ把握のための情報収集
- 2) 行政等への提案、提言

5 第5期計画の施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[具体的な事業活動]





基本理念・目標の実現に向けて取り組む具体的な事業活動

基本目標 1 地域活動を支える担い手づくり

(1) 地域住民の福祉への理解とネットワークの構築

① 広報・福祉啓発活動の充実

公的制度では対応できない生活・福祉課題に、社協が中心となり地域全体で取り組むために、広報機能を充実し、社協の存在意義を住民に十分理解してもらうとともに、地域住民が必要とする情報の収集や、地域住民に提供する広報活動を効果的に進めるため、福生市や関係団体等の協力を得ながら、広報活動のさらなる充実を図ります。

また、地域住民が福祉への理解を深め、地域生活課題に気づき、関心を持つイベントの開催等、福祉啓発活動の充実を図ります。

- 1 広報紙・ホームページの充実（福生市社協広報・ガイドブック等）
- 2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによる情報発信の研究検討
- 3 広告協賛企業の募集（広報紙の発行財源の確保）
- 4 福生市民福祉チャリティーゴルフ大会などの福祉啓発事業の充実
- 5 共同募金啓発運動の協力

② 新たな広報手段の活用

地域住民に広く情報を提供していくためには、多様な生活様式に合わせた提供、高度情報通信の活用などによる情報発信が必要です。

そこで、商店の店先、ラジオ放送、企業誌、インターネット・SNSなど、様々な広報手段を活用し、情報を届ける対象に合わせた、効果的な広報活動を進めます。

- 1 多様な広報手段の活用
- 2 企業誌等、各種情報媒体への情報提供

③ 企業・商店街などとの連携

福生市社協は、企業・商店街（商栄会や組合）・その他関係団体との連携を模索し、協働により地域の福祉活動を実施することで、お互いが高めあい、地域の発展につながる活動を展開していきます。

- 1 企業・商店街・その他関係団体による社会貢献活動支援
- 2 広告協賛企業の募集（再掲）
- 3 クラウドファンディングの検討

（２）小地域福祉活動の一層の充実

① 小地域福祉活動リーダー及びボランティアの育成

地域の福祉力を高めるためには、組織体制の充実、生活課題の把握と実践、地域福祉活動の担い手の育成と確保が必要です。

小地域福祉活動の要であるリーダーは、組織運営、活動課題、運営方法を学ぶことによって、一層リーダーシップを発揮することができ、組織や活動が活性化します。また、小地域福祉活動を拡充するには多くの人材が必要となるため、ボランティアとなる人材の発掘・育成に努めます。

- 1 小地域福祉活動リーダーの連絡会・研修会の開催
- 2 小地域ごとのボランティア入門講座の開催

② 小地域福祉活動の基盤強化への支援

福生市社協は、小地域福祉活動を支援するため、共同募金配分金や各種民間助成金の活用や活動団体の財源確保の方策を支援していきます。

- 1 共同募金配分金・民間助成金等の情報提供・活用支援
- 2 小地域福祉地区における財源確保への支援

③ 地域福祉関係団体・機関との連携強化

小地域福祉活動を展開するためには、地域福祉関係団体等との連携が必要です。個人の生活課題が多様化と複雑化している現在、地域内で課題解決するため、多くの機関・団体とのネットワークを構築し、地域福祉関係団体等との連携強化を図ります。

- 1 町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等地域団体との連携促進
- 2 各種福祉団体、福祉施設等との連携促進

(3) 誰もが参加できる地域活動の促進

① 広報・啓発活動の充実

ボランティア・市民活動に対する地域住民の理解を広げ、活動参加を進めるためには、ボランティア活動や市民活動の広報や情報提供を充実していくことが必要です。そのため、ふっさボランティア・市民活動センター（通称：FVAC）の専用ホームページとボランティア等の市民活動情報紙「アクション！」やメール等多様な媒体を活用するとともに、活動のきっかけとなる体験や交流等の機会づくりに努めます。

- 1 FVACの情報紙・ホームページの充実
- 2 「ふくふくまつり」「福祉バザー」などの福祉啓発事業の充実

② ボランティア育成支援プログラムの充実

一人でも多くの地域住民が、様々な領域や場面でボランティア活動に自主的に参加するためには、各種ボランティア養成プログラムを充実させることが必要です。対象別、課題別のプログラムを充実させるとともに、スキルアップを目的とした講座を開催します。また、小地域単位や企業、学校、団体等で自主的にボランティアの養成や講座などが行えるように支援していきます。

- 1 各種ボランティア講座の充実
- 2 研修・講座などのプログラムの情報収集及び提供
- 3 夏！体験ボランティアの充実

③ ボランティアグループ・当事者団体等との協働・支援の充実

ボランティアグループの活動が活発に行われ、円滑な運営が進められるよう、助言や情報提供を充実するとともに、市内のボランティア団体と連携しながら、ボランティア（グループ、個人）の自主的な取り組みを支援していきます。また、ボランティア活動・市民活動団体や当事者団体等と連携・協働しながら、ボランティア啓発イベント等を開催し、ボランティア活動について幅広く啓発していきます。

- 1 ボランティアグループ・当事者団体等との協働事業の推進
- 2 子育て支援に関わるボランティア等への支援
- 3 ピアカウンセリング等地域住民による相談支援活動の検討

④ ボランティア・市民活動センターの基盤強化

ボランティア・市民活動センターは、これから活動に関わる人を発掘する場であるとともに、地域のニーズを的確に把握し、人々に知らせ、つなぎ、課題解決をしていくための住民との協働の場です。このような視点に立ち、ボランティア・市民活動センター事業を推進していくために、運営委員会の充実とさらなる活性化を図ります。

さらに、地域住民が生活課題等に気づき、自発的にボランティア活動をすることは、住みよい地域社会を共に築いていく上で大きな力となります。

ボランティアが、その力を十分に発揮するためには、相談に応じ、関係機関と協力、連携し、調整をするボランティアコーディネーターの役割が重要です。コーディネーター機能の充実のために、コーディネーターのスキルアップに努めるとともに、ニーズ把握や関係機関・団体との連携を図ります。

- 1 ボランティア・市民活動センター運営委員会の充実
- 2 相談・コーディネート・ニーズ把握の充実
- 3 関係機関・団体等との連携強化

⑤ 地域における市民学習（福祉）の推進

「我が事 丸ごと 地域共生社会」づくりを推進するためには、子どもから大人まで地域社会全体で福祉の理解者・協力者を拡大していくことが不可欠の条件となります。

福生市社協は、地域、学校、家庭の三者がそれぞれに市民学習（福祉）活動を展開することや、三者が連携して市民学習（福祉）を行っていくことを支援し、「地域ぐるみの市民学習（福祉）」を推進します。

- 1 市民学習（福祉）に関する広報啓発の充実
- 2 学校における福祉体験学習等への支援（ボランティア派遣等）の充実
- 3 企業・事業所などが実施するボランティア活動・福祉教育活動の支援
- 4 地域における市民学習（福祉）・ボランティア体験学習プログラムの開発

|| 基本目標 2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 包括的な支援体制の整備

① 相談支援活動の充実と相談支援体制の構築

福生市社協は、子どもから高齢者・障害者まで切れ目のない相談支援活動が「強み」であり、相談者の課題解決に取り組んでいます。

今後も、相談支援体制の構築などの取り組みも進め、相談支援活動の充実を図ります。

住民の多様な生活課題を解決するためには、相談の初期段階での的確なニーズ把握と家庭訪問などのアウトリーチによるきめ細かな情報提供が必要です。また、相談者の要望と必要に応じ、丁寧に他の窓口や関係機関へつなげるなど、サービスの提供や支援できる体制づくりが求められます。

福生市社協が実施している多様な相談支援活動の「強み」を活かし、相談窓口や関係機関との連携を強化し、率先して相談者の立場に立った相談支援体制の構築を目指します。

また、相談者の多様な生活課題の解決、福生市内における相談支援活動の充実のために、コミュニティソーシャルワークの考え方や技法を習得した人材（CSW）配置を検討します。

- 1 生活課題を把握した相談支援活動の充実
- 2 他機関への紹介や同行支援の充実
- 3 相談関係機関との連携とネットワークの充実
- 4 出張相談・巡回相談等実施の研究・検討
- 5 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置の研究・検討
- 6 職員のスキルアップ研修の実施

② 小地域福祉活動への支援

福生市社協は、現在、住民主体のまちづくり活動として、ふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動を推進しています。

こうした地域住民の小地域福祉活動への支援を通し、生活課題を抱える人との「であい・ふれあい」を深め、その人らしく暮らし続けることを「支える」活動につながるよう、市内全域に波及させることが喫緊の課題です。

小地域における地域共生社会づくりを目指した取り組みを進めるため、社協の相談窓口は、各福祉地区への支援に努めていきます。

- 1 生活課題を抱える人への見守り・声掛け活動の支援
- 2 高齢者や障害者などの健康づくり及び生きがいづくりの「ふれあい・いきいきサロン」の支援
- 3 住民主体の福祉懇親会等の開催支援
- 4 災害時の要配慮者支援体制づくりの支援

(2) 大規模災害への福祉的対応

① 災害時における要配慮者への支援

福生市社協は、多くの福祉サービスを利用する地域住民と接しています。

こうした地域住民は、災害時における要配慮者となりうる可能性が高く、地域福祉推進において災害時に備えた対策を構築することが求められています。

そこで、福生市と「災害時における避難行動要支援者の搬送等」に関し協定を結び、災害等が発生または発生するおそれがある場合に、福生市からの支援協力要請に基づき、高齢者や障害者その他の特に配慮を要する方のうち、災害時に自力で避難することが困難な方の支援に努めます。

- 1 避難行動要支援者の避難救援活動を行うために必要な搬送業務
- 2 避難救援活動に伴う避難行動要支援者の安否確認及び市内被害状況等に関する情報提供

② 災害ボランティアに関する啓発と育成

今日、災害ボランティアの役割の啓発と育成は重要な課題です。あわせて、災害ボランティアセンターにおいてボランティア活動に関わるコーディネーターの養成も重要です。

福生市社協は、福生市と連携し、災害ボランティア活動への理解を広げる講演会や実際に活動を行うボランティアを育成するための研修会等を充実させていきます。

- 1 災害ボランティアに関わる啓発
- 2 災害時に活動するボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成・登録

③ 災害ボランティア体制整備の支援

大規模災害発生時における復旧・復興にはボランティアの力が不可欠であり、災害ボランティアセンターが、そのボランティア活動の拠点となります。

福生市地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターの運営を支援する体制を整備します。

- 1 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等研修会の実施
- 2 福生市及び関係機関との連携の強化

④ 災害時の福生市社会福祉協議会体制の強化

災害発生直後には、地域の被災状況や必要とされる支援策についての情報収集・分析を行うとともに、緊急小口資金の貸付等、特殊かつ緊急を要する膨大な災害時事業を展開することになります。

福生市社協は、大規模災害発生を想定した体制づくりが必要です。そのため、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、災害時対応マニュアルの見直し、職員を対象とした災害訓練を行い、災害発生時に迅速な対応ができる体制整備に努めます。

- 1 事業継続計画（BCP）の策定
- 2 福生市社協職員災害時行動マニュアルの策定（継続）
- 3 各種災害・防災訓練の実施
- 4 他地区被災地への職員派遣

|| 基本目標 3 適切な支援につなげる体制づくり

(1) 生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進

① 福祉サービス利用援助と成年後見制度の利用促進

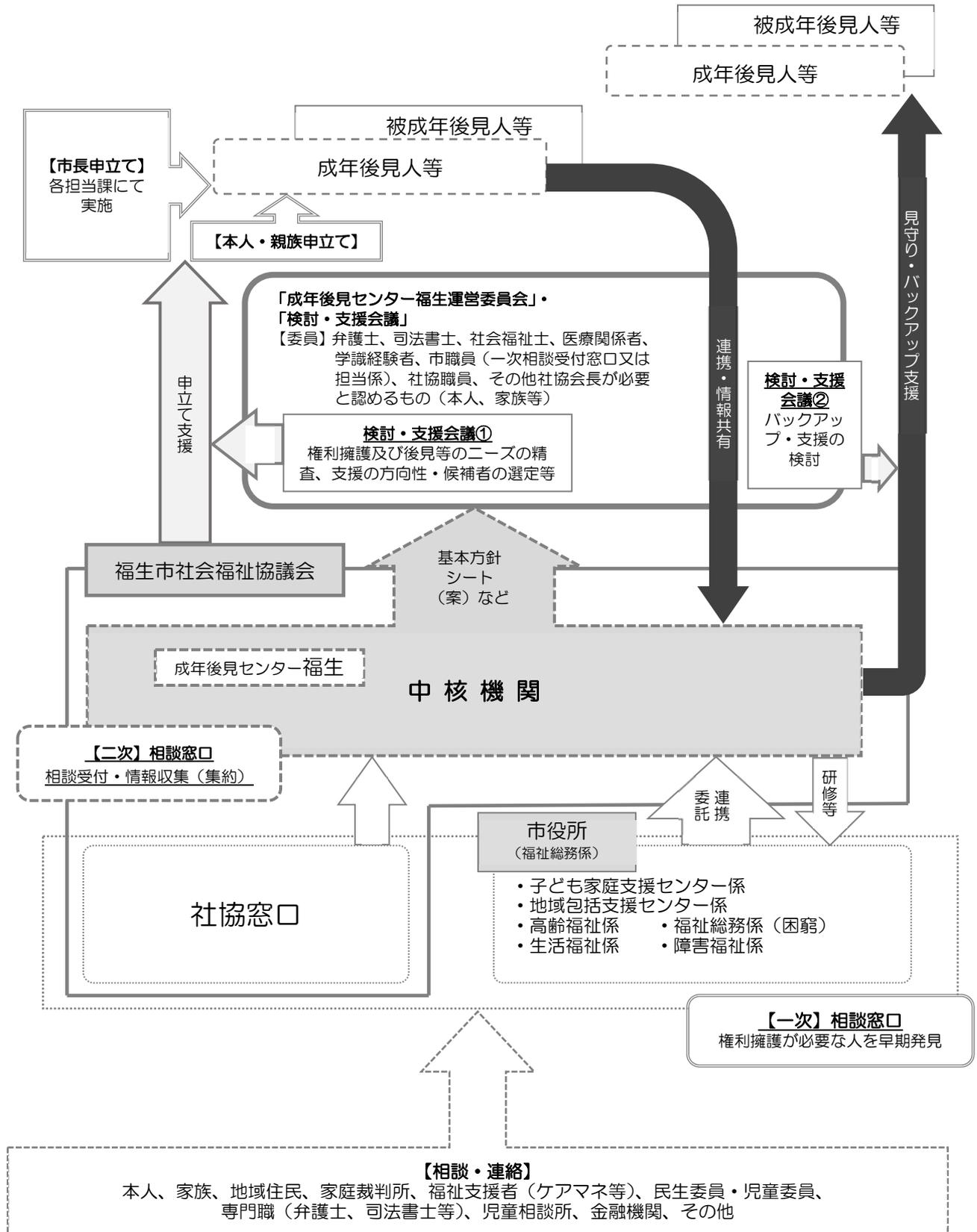
成年後見センター福生では、福生市と連携し、中核機関として地域連携ネットワークのコーディネートをはじめ、成年後見制度の利用促進を図るための機能・役割を担っていきます。

中核機関として、地域連携ネットワークの構築をはじめ、広報・相談機能の充実、制度の利用促進、後見人支援機能等の推進を図り、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう推進していきます。

また、併せて地域福祉権利擁護事業の周知、利用拡大にも努め、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、福生市や専門家と協働して権利擁護の充実を図ります。

- 1 充実した地域連携ネットワークを構築するため、消費者相談関係、警察関係、認知症専門医、金融機関関係などの参画
- 2 検討支援会議の充実
- 3 広報・相談機能の充実
- 4 法人後見受任に向けた行政との調整
- 5 地域福祉権利擁護事業の周知
- 6 地域福祉権利擁護事業利用拡大に向けた支援員の拡充

【福生市社会福祉協議会における体系図】



② 在宅福祉サービス事業等の充実

従来から福生市社協が実施している在宅福祉サービスについて、一部事業の見直しを進めるとともに、在宅で生活している高齢者・障害者等が、地域で安心して自立した生活ができるように、サービスの質の向上と事業の充実を図ることにより、地域社会における福祉の増進を図ります。

1 在宅移送サービスの充実

運転ボランティアの協力により、公共の交通機関を利用する事が困難な状況等にある方が、ハンディキャブ(車椅子専用車)を利用することで、健康で生きがいを持てる生活が持てるよう通院や社会参加等を支援します。また、福祉有償運送の登録団体として、福祉輸送の適正な運営に努めます。

2 ハンディキャブ貸出サービスの充実

歩行困難で公共交通機関を利用することが困難な方々及びその家族等に、ハンディキャブ(車椅子専用車)を貸し出すことにより、その行動範囲を広げ、生きがいのある生活を送ることが出来るよう支援します。

3 介護用具貸与サービスの充実

制度内では対応困難な狭間で介護用具を必要とする方に、車椅子等を貸出す事で、安心した日常生活が送れるよう支援を進めます。

4 ほっとサービスの充実

住民参加を基本とした地域の支え合いの活動として、高齢者や障害者等の日常生活の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進していきます。

5 高齢者配食サービス事業の充実

虚弱の一人暮らし高齢者等に対して、ボランティア協力のもと、自宅に週2回昼食(弁当)を配食し、健康増進や人とのふれあい、安否の確認を通し地域の中で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進していきます。

③ 子育て支援事業等の充実

従来から福生市社協が実施している子育て支援事業について、乳幼児の健全育成の場の提供や仕事と育児を両立できる環境を整えるなど、サービスの質の向上と事業の充実を図ることにより、地域社会における福祉の増進を図ります。

1 「新・放課後子ども総合プラン」の一層の推進による学童クラブ事業運営の充実

福生市が「子育てするならふっさ」を合言葉に推進する子育て支援施策の一つ「学童クラブの待機児ゼロ」は、平成28年から令和2年まで5年連続の達成と大きく貢献しており、更なる学童クラブ事業の充実を図ります。

2 子育て支援における多様なニーズ及び問題に、他機関と連携強化したファミリー・サポート・センター事業の充実

育児の支援を受けたい方(依頼会員)と、育児の支援を行いたい方(提供会員)が、相互援助活動をしながら、地域の子育て支援の推進に努めると共に、ボランティア活動普及と推進を視野に入れた、提供会員講習やフォローアップ講習会を積極的に受講できる環境整備を行い、より一層の子育て支援の充実を図ります。

3 子育てサロン等への活動支援

子育て中の保護者の悩みや不安の解消、閉じこもりへの対応、児童虐待の未然防止等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進めます。

4 おもちゃの図書館運営事業の充実

障害児や地域の子どもの遊び場、また市民の交流の場としてボランティアグループの協力でおもちゃの図書館を開設し、障害者(児)と一般未就学児が、おもちゃと遊びの楽しさをともに交流しながら遊ぶ場と機会を提供し、支援をします。

④ 高齢福祉・介護サービス等支援事業の充実

介護保険制度の改正により、介護予防をより重視し、地域に密着した事業に取り組んでいく「地域包括支援体制」の方向が打ち出されています。

地域住民やボランティアとの協働を強め、高齢者が地域の中で、その人らしくより良い生活・人生を送れるよう「地域包括支援体制」の視点に立ち支援を行っていきます。

1 福生市地域包括支援センター熊川の充実

自立支援、重度化防止に資する介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

また、社会福祉協議会が所有するホームページ及び Facebook、広報紙を活用し、センターの機能や各種事業の情報の発信に努め、地域住民だけでなく関係機関を含め気軽に相談できる、地域の情報が集まる相談機関となることを目指します。

更に複雑化・複合化した支援ニーズに対し、地域ケア会議等のネットワークを活用し包括的な支援が提供されるよう関連機関との連携を図るとともに、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、地域における各種講座の開催により認知症となった時も地域で安心して暮らせる、見守る地域の醸成に努めます。

2 老人福祉センター事業における健康維持及び趣味活動の充実

高齢者の生きがいづくりを推進するため、生活相談・健康相談、健康づくり教室、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮らせるまちづくり」を進めていきます。また、自発的に健康や趣味などの生きがい活動の場を広げられるようグループの育成・援助等を支援していきます。

3 通所介護事業の充実

介護予防の視点から現在の心身の状態が維持向上できるようアプローチを行い、利用者が地域で生活していることを踏まえ、他の関係者と協力して支援していきます。また地域との交流や世代間交流を取り入れた関わりが持てるよう地域の方々、地域の機関と一緒に取り組み、季節を感じられるように努めます。

4 高齢者生きがい活動支援デイサービス事業の充実

ひとり暮らしが多い福生市の特徴を踏まえ、閉じこもり予防、他者との交流、フレイル予防を中心にアプローチを行い、介護予防に取り組みます。また地域との交流や世代間交流を取り入れた関りが持てるよう地域の方々、地域の機関と一緒に取り組み、季節を感じられるように努め、その人らしくより良い生活・人生を送れるよう支援します。

⑤ 障害福祉サービス等支援事業の充実

障害者総合支援法の施行により、地域に密着した事業に取り組んでいく「地域包括支援体制」の方向が打ち出されています。

地域住民やボランティアとの協働を強め、障害者が地域の中で、その人らしくより良い生活・人生を送れるよう「地域包括支援体制」の視点に立ち支援を行っていきます。

1 障害者自立生活支援センターの充実

関係機関との連携を図るとともに、安心して働き続けられるよう定着支援の強化を図ります。

2 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の充実

きめ細かな情報提供と利用者の立場に立った相談支援の充実と相談支援体制の充実を図り、新規利用者の拡大強化を図ります。

3 生活介護事業（はっぴい・れんげ園）の充実

知的・身体障害を持つ利用者の社会参加として、リサイクル活動や作品の販売事業を通じて地域の方たちとの交流を深めます。

4 地域活動支援センター事業への充実

和菓子会社の紙袋製作、作品の創作等を通じて知的・身体障害を持つ利用者の社会参加の活動を進めます。

⑥ 当事者団体の活動・組織化支援

地域社会で暮らす当事者が、団体を組織し、共感できる仲間や地域住民と出会い、情報交換をすることなどは、地域社会で自らの問題解決のために重要です。

しかし、当事者の抱える生活課題は様々であり、誤解や偏見により社会的な合意が不十分で制度化されずにいる問題も多くあります。そのために、各団体が抱える問題や課題を共有化し、解決策を話しあい、連携協力して取り組んでいくことが必要となります。福生市社協は、潜在化している福祉問題やニーズ把握を行い、当事者の組織化支援や当事者団体を支えるボランティアの養成などに取り組みます。

- 1 当事者団体の支援
- 2 老人クラブの活動支援
- 3 家族介護支援事業
- 4 当事者団体の組織化・自主活動の支援
- 5 当事者を支援するグループづくりの支援
- 6 当事者懇談会の当事者団体の自主活動の支援

(2) 地域福祉充実のための様々な提案の促進

① 福祉ニーズ把握のための情報収集

福祉サービスを適切に実施するため、日常の業務の中からニーズを把握するとともに各種の情報収集に努めます。

② 行政等への提案、提言

福祉の制度やサービスが充実していくためには、利用する住民の意見や要望が行政等につながり、制度やサービスに反映されていくことが大切です。

福生市社協は、地域の中で直接住民と接している視点から福祉サービスを点検し、明らかになった課題について、必要に応じて行政等へ提案、提言を行っていきます。



第5章

地域福祉活動計画の推進体制

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

全社協地域福祉推進委員会でとりまとめた市区町村社協経営指針を踏まえ、地域福祉活動計画の推進体制を以下のとおり、整備していきます。

1 事業計画の策定

第4章に掲げているすべての事業について、計画を推進していく過程において事業計画を作成し、計画推進の具体的な目標を掲げるとともに、計画を評価し、計画策定期間内に実施と、さらなる充実ができるようにしていきます。

2 「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」の設置

地域福祉活動計画の進行管理は、福生市社協に「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」を設置し、各年度の進捗状況などを評価します。また、社会状況の変化により、必要に応じて見直し、調整を行います。

3 地域福祉活動計画の評価・見直し

地域福祉活動計画の評価・見直しについては、2のとおり「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」で実施し、前年度の状況を踏まえて、各年度の事業計画に反映させていきます。その評価結果は、ホームページ等で公表します。

4 福生市社会福祉協議会の充実強化

地域福祉活動計画を推進していくためには、地域福祉推進の中核的役割を担う福生市社協の充実強化が必要です。

そのため、今後のあるべき「福生市社協の姿」と社協経営の視点から、組織、財源、事務局体制などについて検討を進めます。

また、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）、②福生市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進を掲げます。

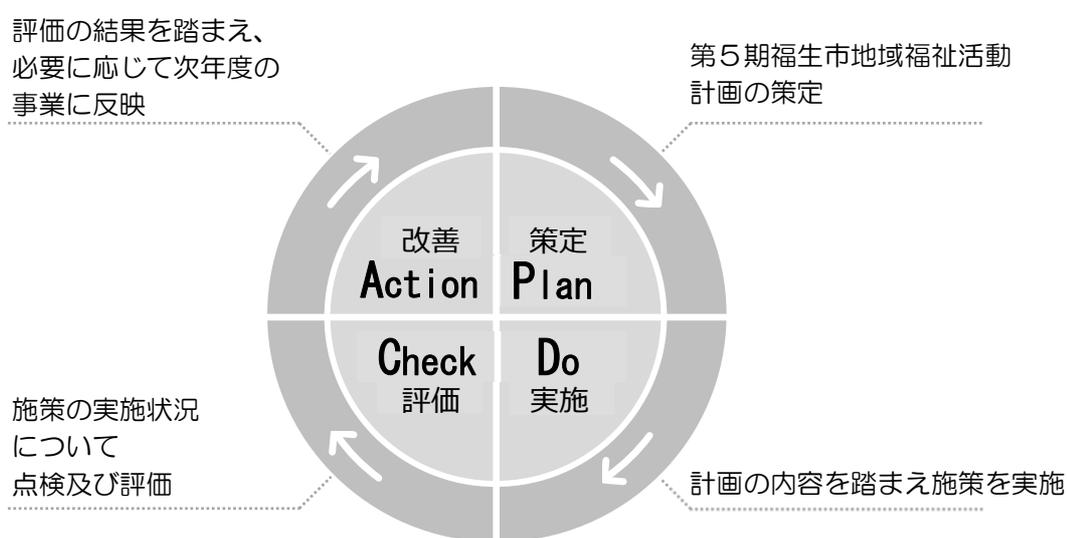
特に、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）については、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものです。

項目	ポイント
①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築 (包括的な支援体制づくり)	○地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりが求められている。そのために専門職による多職種連携や多機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりが必要になる。 ○このことは、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものである。
②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編	○組織が一丸となって、相乗効果によって課題解決力を高めるため、部門間の連携を強化し、信頼感の強い協働関係をつくるとともに、必要に応じて組織機構の再編を行うことが求められる。
③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進	○今後の少子高齢、人口減少社会を見据え、広域の視点から地域福祉のあり方を検討・計画化し、具体的な組織基盤の整備や事業・活動の連携・協働の推進が求められる。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

PDCAサイクルのイメージ





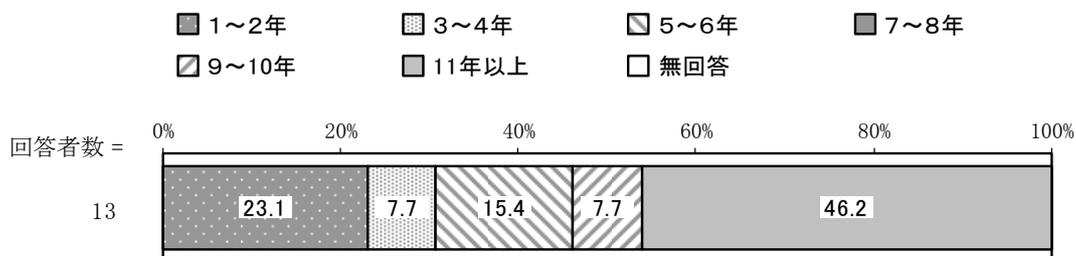
参考資料

1 地域福祉推進のためのアンケート調査

1 小地域福祉活動リーダーの方

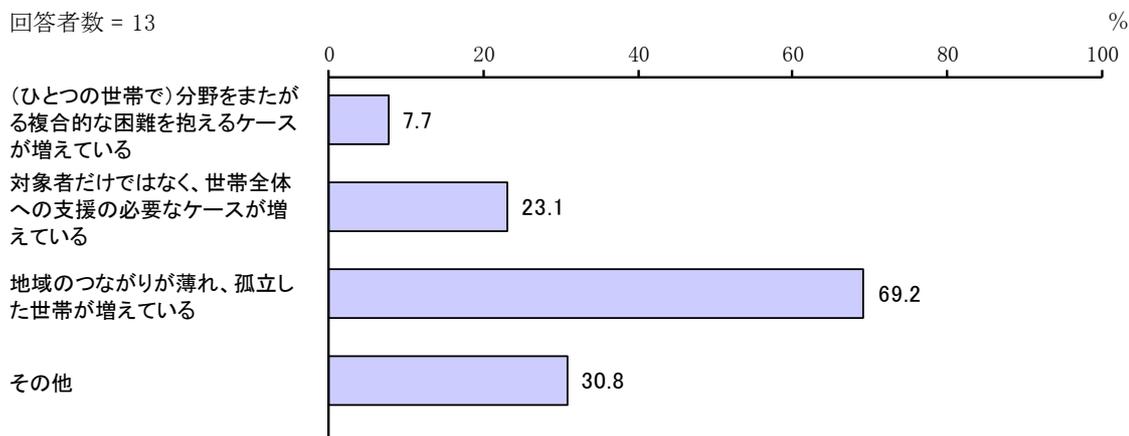
問1 小地域福祉活動リーダーになられて何年になりますか。

「11年以上」の割合が46.2%と最も高く、次いで「1～2年」の割合が23.1%、「5～6年」の割合が15.4%となっています。



問2 地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、どのように感じますか。(〇はいくつでも)

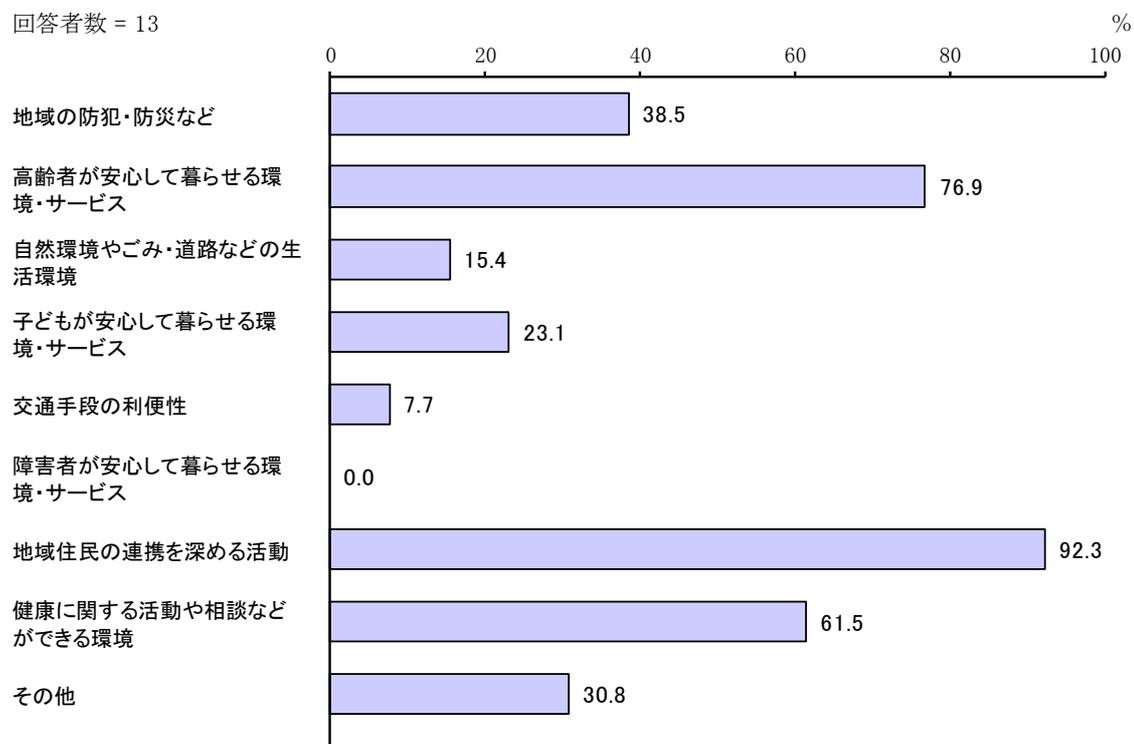
「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」の割合が69.2%と最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が23.1%となっています。



問3 これまでに取り組んできた活動について教えてください。(〇はいくつでも)

「地域住民の連携を深める活動」の割合が92.3%と最も高く、次いで「高齢者が安心して暮らせる環境・サービス」の割合が76.9%、「健康に関する活動や相談などができる環境」の割合が61.5%となっています。

回答者数 = 13



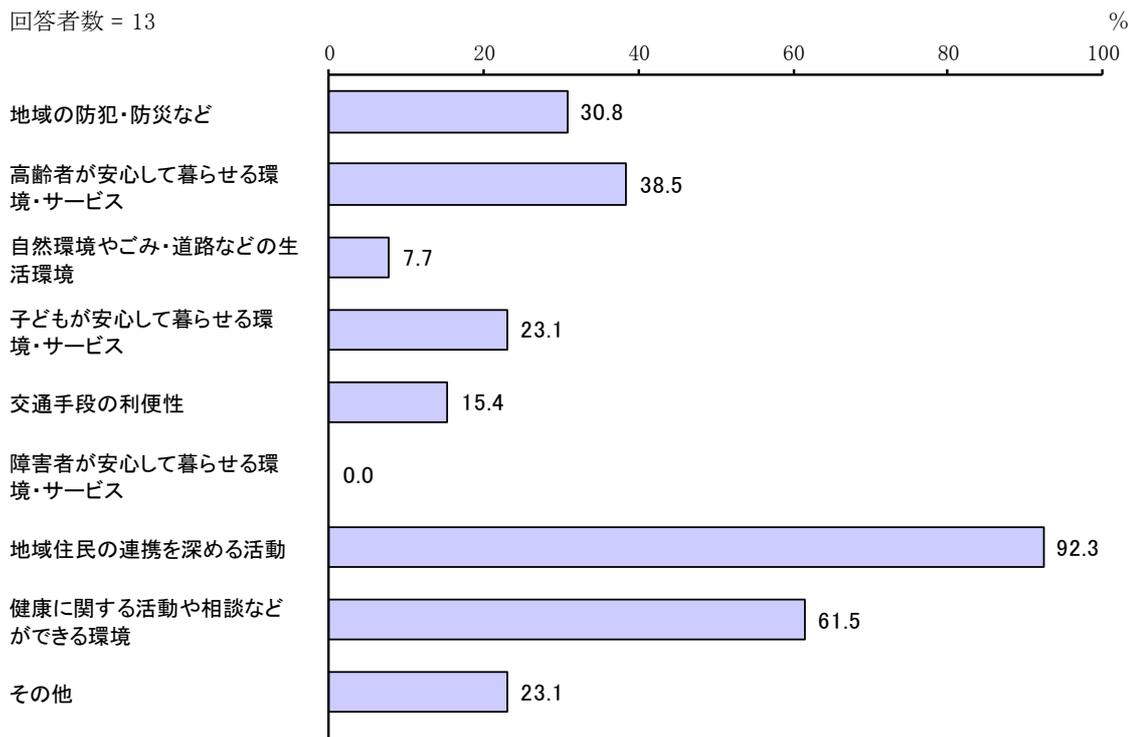
〔その他〕

- ・ 安否確認です。
- ・ 文化活動やデイケア、老健へ慰問です。
- ・ 家に閉じこもらず外に出て歩く話すことをしています（コロナで今は無理な点もありますが）。
- ・ 月1回の体操教室の際、健康状態等チェックが出来ましたが、現在コロナで休みなので出来ていません。
- ・ 他町会を見ますと、我が町会は小さい方です。そのため、会員を集めるのも困難に思うことがあります。
- ・ ふれあいサロン、お食事会、健康体操と脳トレ、バスで見学、公園散歩、料理教室、自然観察、歌声喫茶、手芸の日、講演会です。

問4 これまでに取り組んできた活動で成果が上がった活動について教えてください。
(〇はいくつでも)

「地域住民の連携を深める活動」の割合が92.3%と最も高く、次いで「健康に関する活動や相談などができる環境」の割合が61.5%、「高齢者が安心して暮らせる環境・サービス」の割合が38.5%となっています。

回答者数 = 13



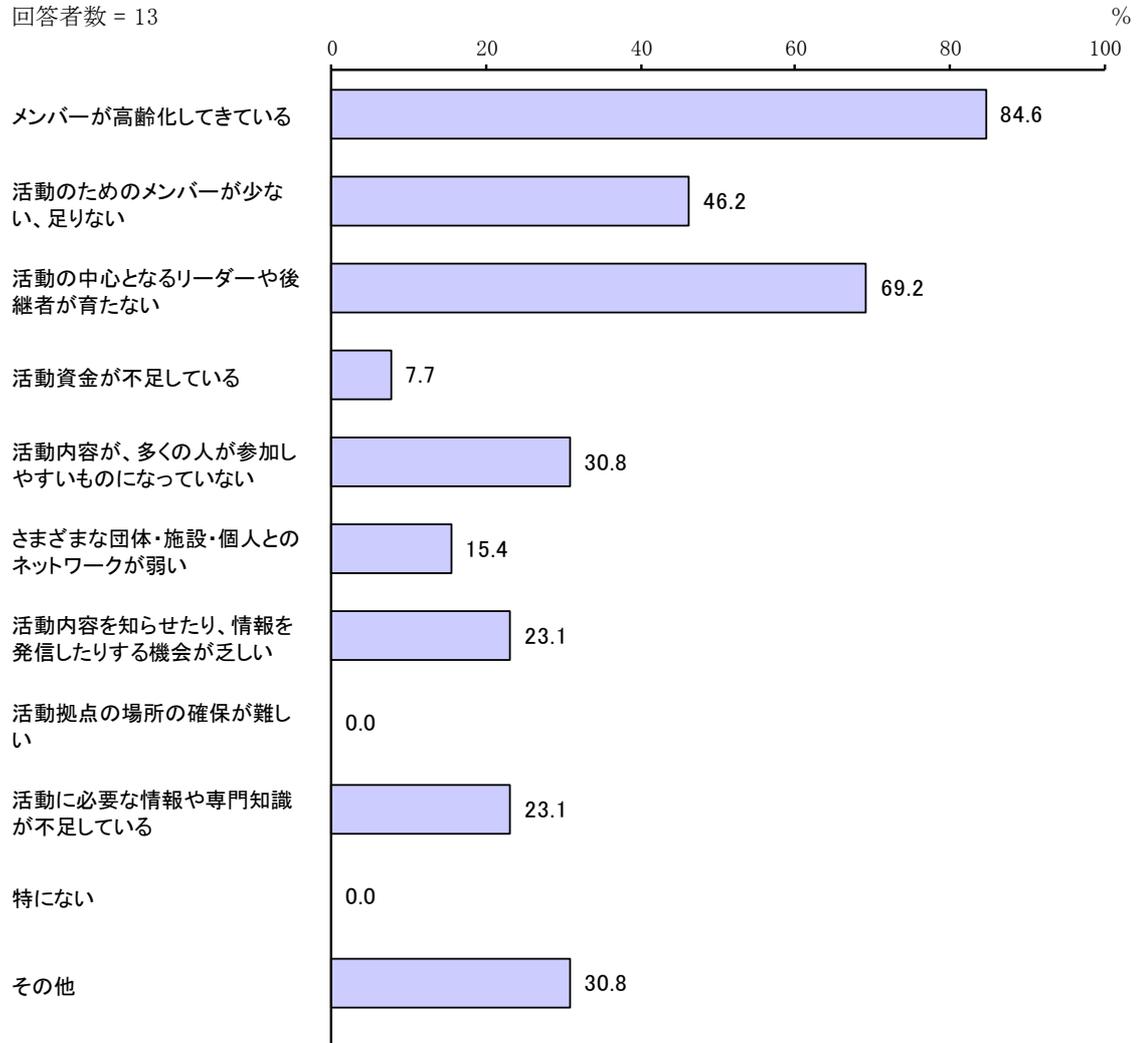
〔その他〕

- ・ 文化活動への参加、福祉施設へ慰問することです。

問5 小地域福祉活動を組織的に広げるうえでの課題（〇はいくつでも）

「メンバーが高齢化してきている」の割合が84.6%と最も高く、次いで「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の割合が69.2%、「活動のためのメンバーが少ない、足りない」の割合が46.2%となっています。

回答者数 = 13



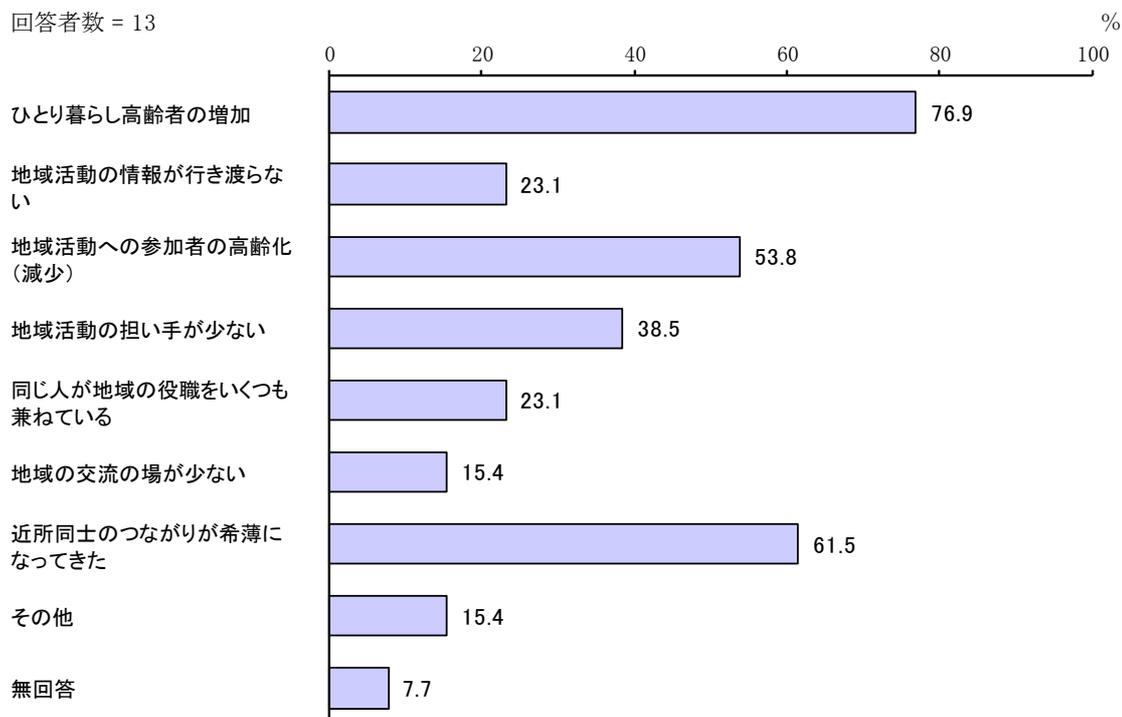
〔その他〕

- ・ メンバーが新しく入ってきません。メンバーが引っ越しをして、地域から離れていきます。ボランティアに関心がもてないことです。
- ・ 町会に入っていない等、地域のつながりが少ない人に届けにくいことです。必要な人がどこにいるかわかりにくいです。

問6 ふだんの活動を通じて感じておられる市や地域の課題にはどのようなことがありますか。(〇はいくつでも)

「ひとり暮らし高齢者の増加」の割合が76.9%と最も高く、次いで「近所同士のつながりが希薄になってきた」の割合が61.5%、「地域活動への参加者の高齢化(減少)」の割合が53.8%となっています。

回答者数 = 13



〔その他〕

- ・ コロナ感染のため自粛しています。活動ができません。
- ・ 口コミが最も有効的であると感じています。それには近所、友達同士のつながりが大切、必要であると思います。

問7 地域活動を行ううえで足りないと感じる活動はありますか。

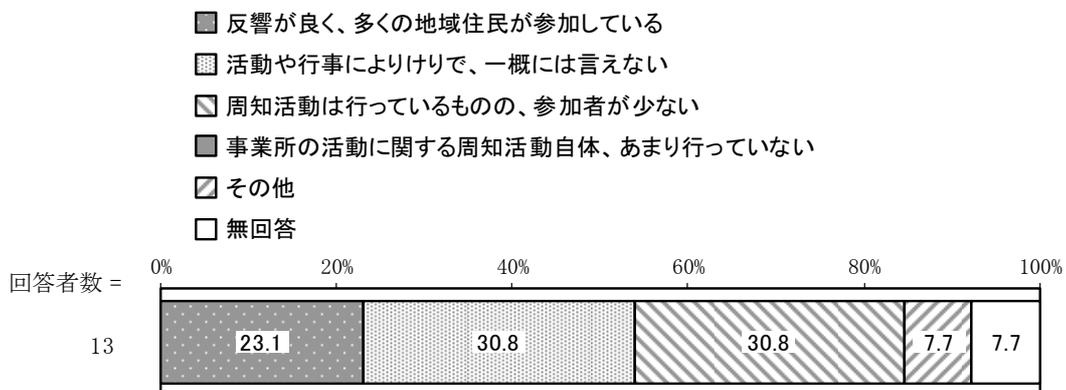
- ・ 老人会と小地域および町内の行事の内容が重ならぬようにしていくことが今後望ましいと思います。
- ・ 高齢者の見守り(温かい声掛け、励まし)と、地域公園の利用が少なく遊具を楽しめておらず利用されていないなど、新しいことを試みようとしにくいことです。
- ・ 参加してほしい人へ情報を伝える方法がわからないので、知りたいと思います。
- ・ 人材が足りません。
- ・ 新しい方への声掛けができていません。
- ・ 活動方法はあると思うが回数が多くてもけません(スタッフの関係か)。

問 8 地域活動を行ううえで負担となっている活動はありますか。

- ・ 代表になる人がいないため、地域活性化が望めないことです。情熱はあっても体力が衰えおもいきり活動が出来なくなっています。
- ・ 町会とのコミュニケーションが最近うまくとれなくなってきました。

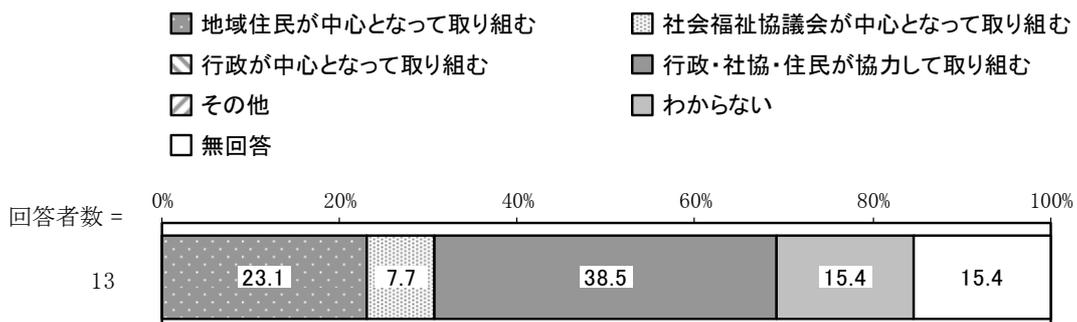
問 9 あなたが参加・主催している活動や行事への地域住民の参加状況はいかがですか。(〇はひとつ)

「活動や行事によりけりで、一概には言えない」、「周知活動は行っているものの、参加者が少ない」の割合が30.8%と最も高く、次いで「反響が良く、多くの地域住民が参加している」の割合が23.1%となっています。



問 10 今後、地域福祉を推進していくために誰が中心になって取り組む必要があると思いますか。(〇はひとつ)

「行政・社協・住民が協力して取り組む」の割合が38.5%と最も高く、次いで「地域住民が中心となって取り組む」の割合が23.1%、「わからない」の割合が15.4%となっています。



問 11 民間、公共問わず現在、福生市で行われている、高齢、障がい、子どもの分野に関する事業について、充実していることと、不足していることを教えてください。

〔充実していること〕

- ・ サークル活動にて、会員さんが多く参加してくれることです。
- ・ 包括支援センターの活動です。
- ・ 小中学校では、小学生、学童、ふっさっ子広場と放課後が大変充実していると思います。

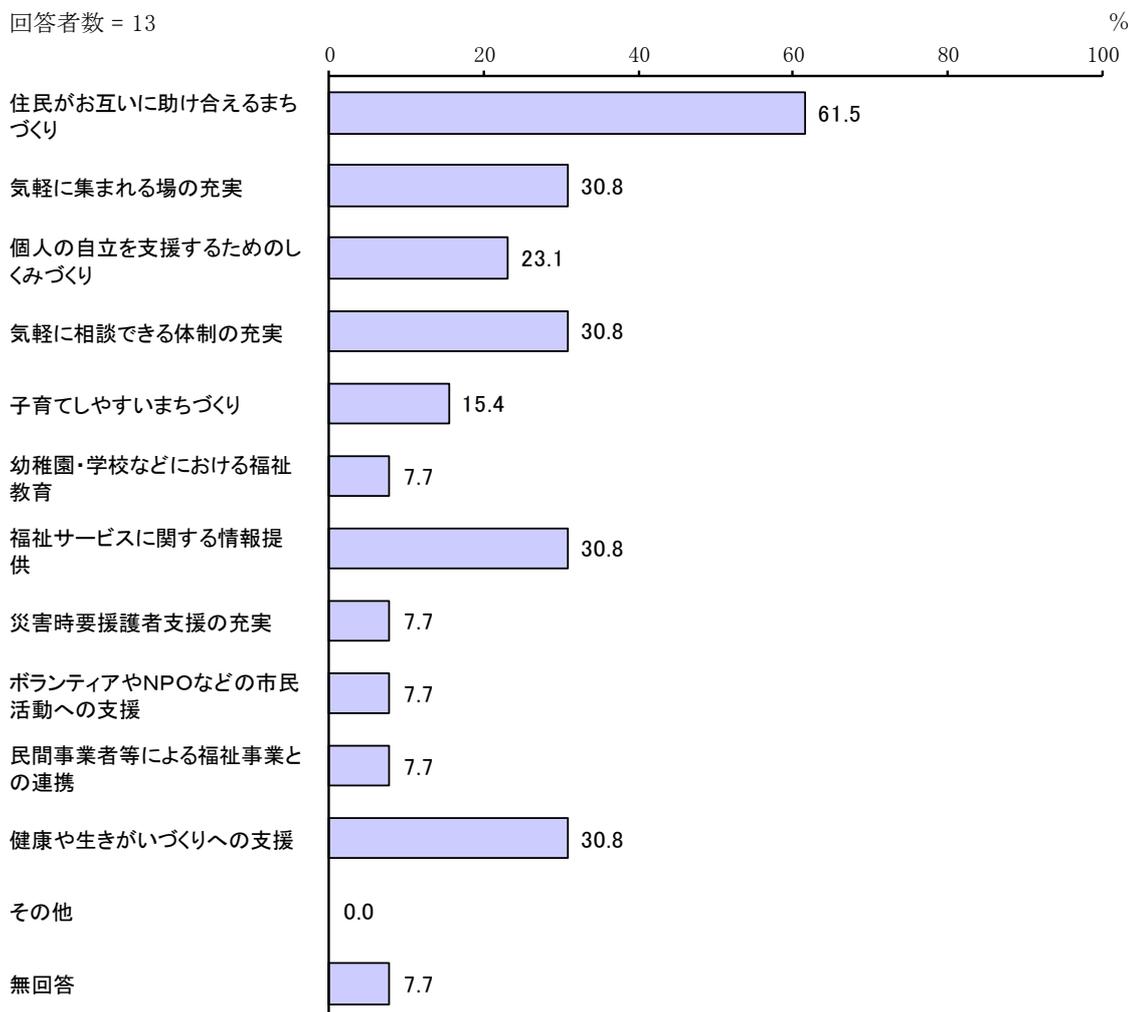
〔不足していること〕

- ・ 在宅支援のスタッフが少ないです。
- ・ 小・中学校ですが、教師が不足していると思います。

問 12 これからの福生市の福祉は何を重点にすべきですか。重点にすべきと思う内容に○をつけてください。(○は3つ以内)

「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が61.5%と最も高く、次いで「気軽に集まれる場の充実」、「気軽に相談できる体制の充実」、「福祉サービスに関する情報提供」「健康や生きがいつくりへの支援」の割合が30.8%となっています。

回答者数 = 13



問 13 社会福祉協議会の協力でできること、社会福祉協議会で行ってほしいことについて、ご意見がございましたらご記入ください。

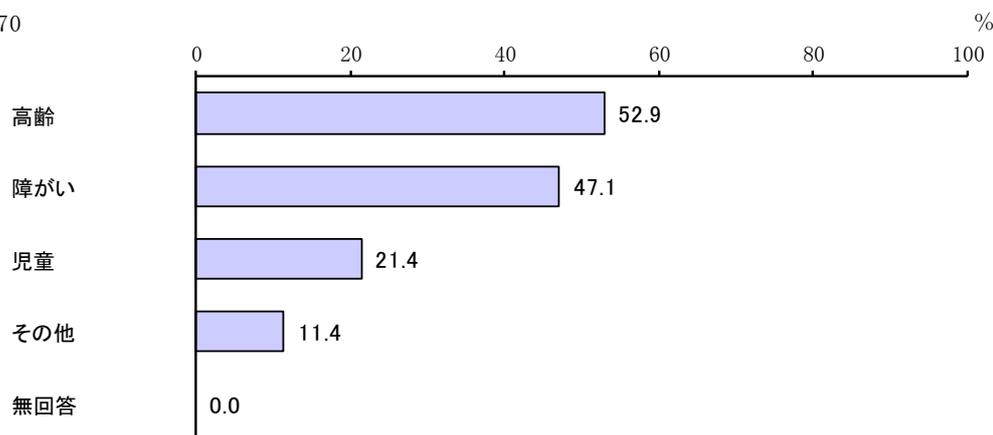
- ・ 市内を三つのブロックに分けて縦横の福祉活動との提案が社協の方針に〈第3期および第4期福生市福祉活動計画〉にあります。前に進むどころか検討した様子も伺えません。
- ・ 貧困家庭の支援（未来に希望、目標を持ち、可能性を育ててほしい）です。人生 100 年時代を生きるため、健康長寿でありたいです。そのため、社協の地下1階外で毎週曜日と時間を決めて、健康体操（ネーミングをつけて）をはじめてはいかがでしょうか。ボランティアで指導してくださる方をお願いして、地域の方が気軽に参加できる工夫をしてください。持続可能性を考えてほしい。
- ・ 行政、社協、各種団体との橋渡しや、活動内容の提案です。
- ・ センターに来てくれるのを待つのではなく、もう少し外に出て行動してくれることを望みます。
- ・ 現場、現状を知り、アドバイスを頂ければ進展も期待できるかと思います。
- ・ 包括支援センターの活動が大切になり、人数が必要になると思います。

2 高齢・障がい・児童等に関する福祉関係事業所に従事する専門職の方

問1 貴事業所の事業の分野について、お選びください。(〇はいくつでも)

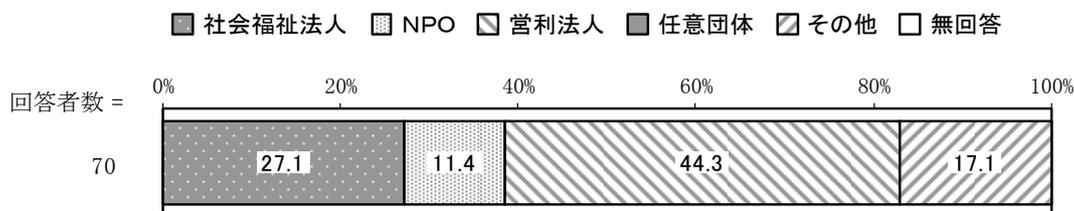
「高齢」の割合が52.9%と最も高く、次いで「障がい」の割合が47.1%、「児童」の割合が21.4%となっています。

回答者数 = 70



問2 貴事業所の形態について、お選びください。(〇はひとつ)

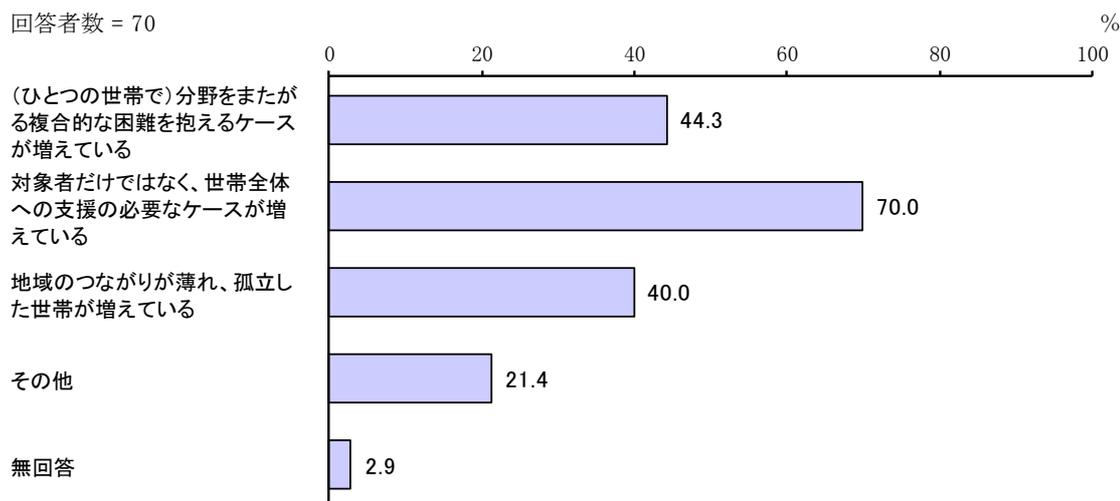
「営利法人」の割合が44.3%と最も高く、次いで「社会福祉法人」の割合が27.1%、「NPO」の割合が11.4%となっています。



問3 地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、どのように感じますか。
(〇はいくつでも)

「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が70.0%と最も高く、次いで「(ひとつの世帯で)分野をまたがる複合的な困難を抱えるケースが増えている」の割合が44.3%、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」の割合が40.0%となっています。

回答者数 = 70

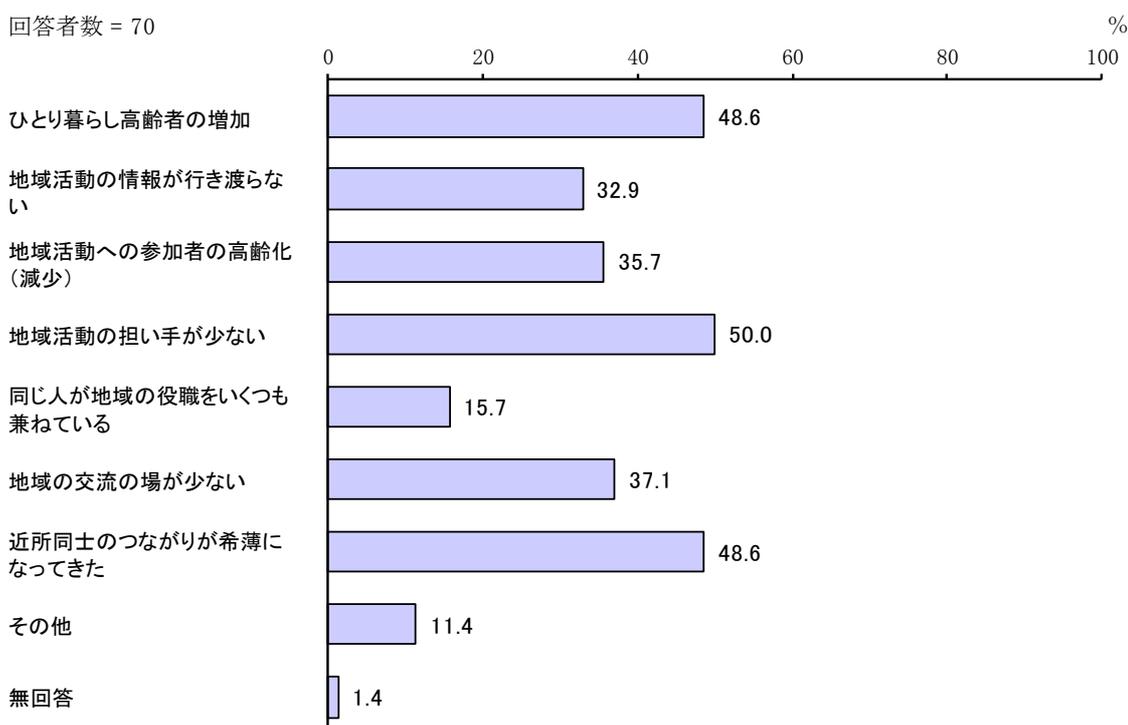


〔その他〕

- ・ 子育てに関する相談。
- ・ 発達障がいの相談が増えています。
- ・ 在宅療養の限界の相談が多くあります。
- ・ 介護保険のケアマネジャーだけでは対応できないことが多くなっています。
- ・ COVID-19のため外出が減り、動けなくなるケースが多いです。在宅生活者のADL低下の訴えが増加しています。
- ・ 父母のうつや家庭で我が子への対応の仕方がわからずにいる家庭等が増えています。
- ・ 急を要する内容の相談が増えています。
- ・ 老老介護が多く、キーパーソンを決めにくいケースが多く感じます。
- ・ 世帯の成員がそれぞれ課題を抱えるケースにおいて世帯ゆえに介入に時間が掛かったり、難しかったりすると感じるケースがあります。

問4 ふだんの活動を通じて感じておられる市や地域の課題にはどのようなことがありますか。(〇はいくつでも)

「地域活動の担い手が少ない」の割合が50.0%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の増加」、「近所同士のつながりが希薄になってきた」の割合が48.6%となっています。

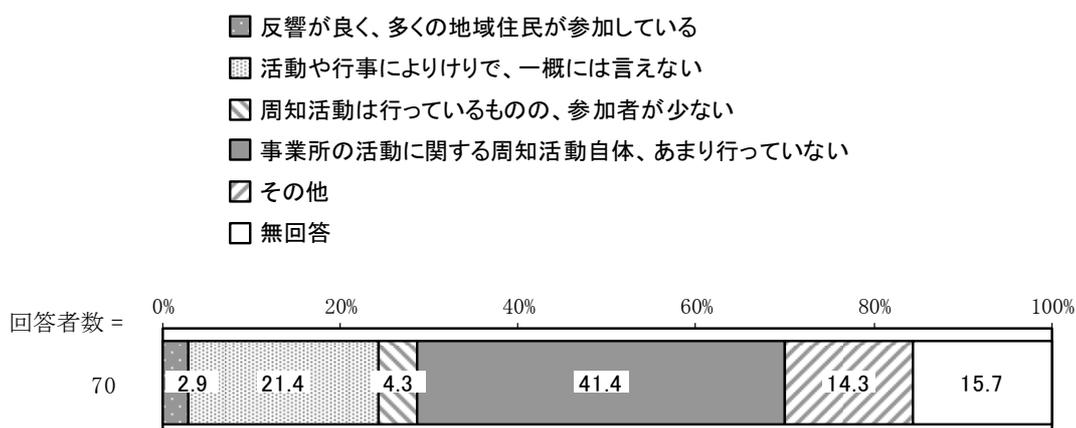


〔その他〕

- ・ 子ども達の遊ぶ場所が限られています。公園の周りから子どもの声が「うるさい」との苦情の電話が再々あり、その度に子ども達、保護者同士が周りを気にせず遊べる場所が身近にあればと思います。
- ・ 地域交流の場はあるが、参加を促す後押しがないように思います。
- ・ 高齢の地域の担い手ですでに活動している方々と次世代で何か地域とつながりたいとか居場所を探している人たちとの接点が少ないと思います。情報収集するツールが紙媒体世代とSNS世代がうまくつながればよいと思います。
- ・ 地域住民の関心が低いと感じます。
- ・ コロナによる孤立です。
- ・ 介護者、支援者の高齢化についてです。
- ・ 利用者に案内できる余暇や趣味の場（スポーツ教室や料理教室など）が少ないことです。
- ・ webやメール等を活用し、遅滞なく情報共有できる仕組みを作る必要があると感じます。

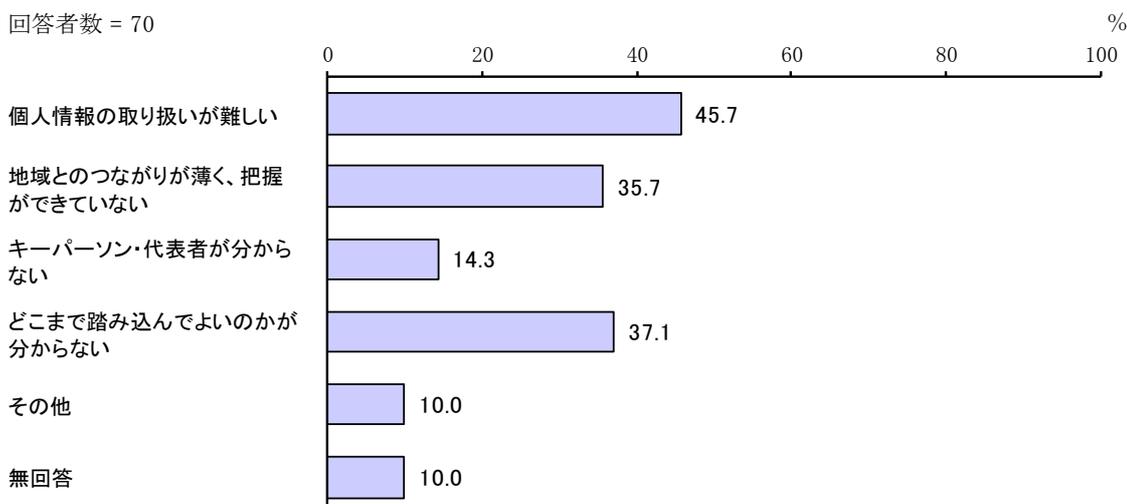
問5 貴事業所が行っている活動や行事への地域住民の参加状況はいかがですか。
(○はひとつ)

「事業所の活動に関する周知活動自体、あまり行っていない」の割合が41.4%と最も高く、次いで「活動や行事によりけりで、一概には言えない」の割合が21.4%となっています。



問6 事業所として、地域と連携するうえでの課題・問題点にはどのようなことがありますか。思われることに○をつけてください。(○はいくつでも)

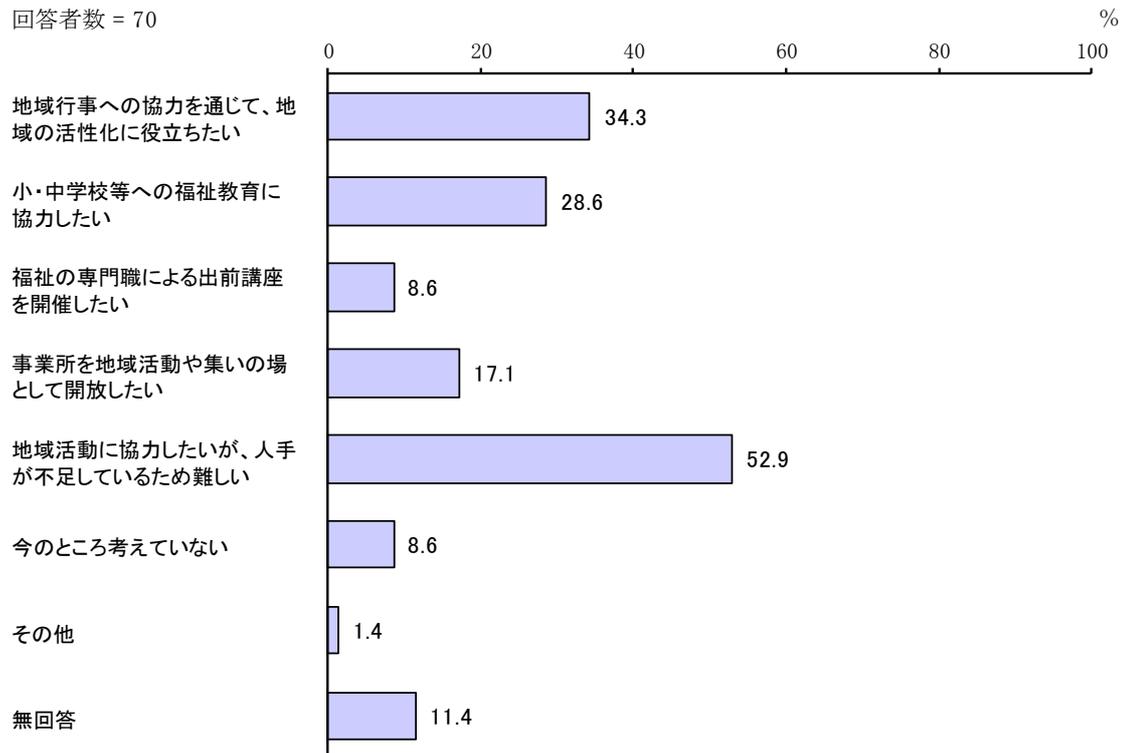
「個人情報の取り扱いが難しい」の割合が45.7%と最も高く、次いで「どこまで踏み込んでよいのかが分からない」の割合が37.1%、「地域とのつながりが薄く、把握ができていない」の割合が35.7%となっています。



問7 今後、地域団体等に協力・連携したいと思われることはどんなことでしょうか。
あてはまることに○をつけてください。(○は3つ以内)

「地域活動に協力したいが、人手が不足しているため難しい」の割合が52.9%と最も高く、次いで「地域行事への協力を通じて、地域の活性化に役立ちたい」の割合が34.3%、「小・中学校等への福祉教育に協力したい」の割合が28.6%となっています。

回答者数 = 70



問8 民間、公共問わず現在、福生市で行われている、高齢、障がい、子どもの分野に関する事業について、充実していることと、不足していることを教えてください。

〔充実していること〕

- ・ 子どもの分野です。保育料等の補助（特別支援の補助も含む）や、市の相談体制（包括センター、就学支援、子ども育成課が強く連携体制を築いています）。
- ・ 外国人の受け入れが手厚く対応がよいと思います。
- ・ 保育園の紹介動画など地域への発信が充実していると思います。
- ・ 子どもの分野、子育て支援や、高齢（介護保険制度）分野です。
- ・ 訪問後の介護、障がい福祉に関しては近隣の自治体に比べ福生市は全般的に充実しています。
- ・ 認知症の介護者の支援事業です。
- ・ 障がいに関しては連携がとれているので少しずつ改善されています。
- ・ 市役所販売等の活動です。
- ・ 仕組みづくりへの取り組みです。様々な事情があって必ずしも十分とは言えないかもしれませんが、努力の方向性としては望ましいです。
- ・ 地域のボランティア養成講座などボランティアの育成に取り組んでいます。

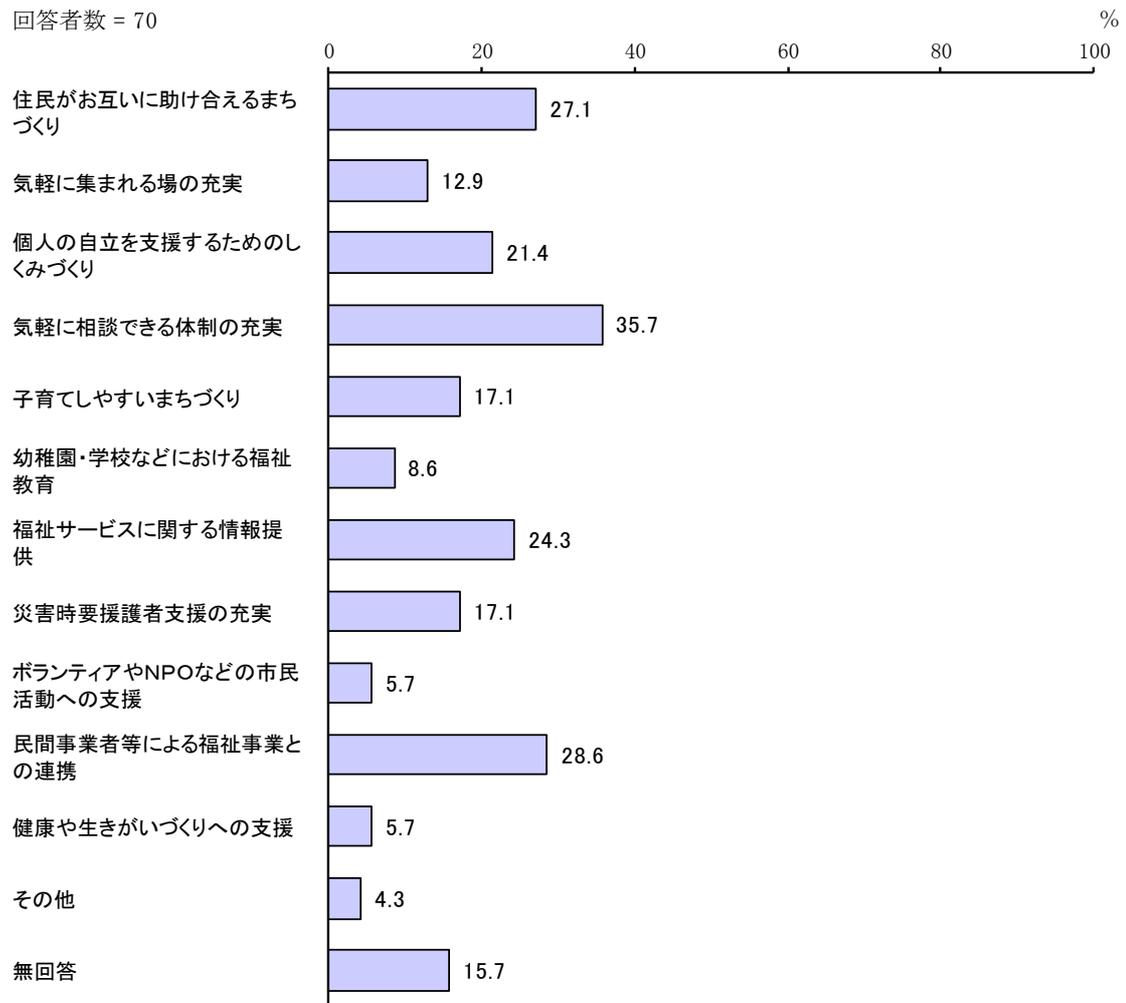
〔不足していること〕

- ・ 外国籍幼児の教育、保育の場の提供についてです。
- ・ 年齢を問わず、利用できる、コミュニティの場がもっとあるとよいと思います。
- ・ 個々の事業は存在し、活躍されているが、本当に知りたい人、相談したい人に情報が周知されていません。情報開示の方法を検討してみてもよいのではないかと思います。
- ・ ヘルパー事業所のマンパワー（ヘルパー）が不足しています。ヘルパー不足のために障害児、者の移動支援のサービスを受けづらくなっています。
- ・ 相談事務の窓口を広くして多岐にわたった専門性のある方向にしてほしいです。
- ・ 制度の狭間にいる人に向けたネットワークによる支援と、各団体同士が業種などをこえて共通の課題を認識する取り組み、コミュニティソーシャルワークが不足しています。また、外国人の在住者向け支援や、ワンストップサービスによる相談窓口も不足しています。
- ・ 介護保険の対象にならない若い癌末期の方などについてです。
- ・ 高齢者の健康維持への取り組みです。
- ・ 情報提供が少ないと感じます。
- ・ 医療機関、看護ステーション、ヘルパーステーションの連携が不足しています。重度心身障害児通所施設、短期入所（福祉サービス）が不足しています。
- ・ 未就学児への発達支援施設です。

問9 これからの福生市の福祉は何を重点にすべきですか。重点にすべきと思う内容に○をつけてください。(○は3つ以内)

「気軽に相談できる体制の充実」の割合が35.7%と最も高く、次いで「民間事業者等による福祉事業との連携」の割合が28.6%、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が27.1%となっています。

回答者数 = 70



|| 2 用語解説

あ行

【インフォーマルなサービス】

法律や制度に則らないサービス。例として、社会福祉協議会やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域のたすけあい活動なども含まれます。

【FVAC】

ふっさボランティア・市民活動センターを英語で表すと「Fussa Voluntary Action Center」となり、それぞれの頭文字で「FVAC」となります。

→ボランティア・市民活動センター

【おもちゃの図書館】

上手に遊ぶことのできない、心やからだにハンディキャップを持っている子どもたちや、社会的な刺激を必要とする子どもたちに、おもちゃを通して出会いとふれあいの機会をプレゼントし、おもちゃで遊ぶことの楽しさ、素晴らしさを知ってもらい、そのことにより、子どもたちの心やからだ豊かに成長していくことを願ってつくられたものです。

か行

【合計特殊出生率】

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

【子育てサロン】

子育てに奮闘中のお母さんやこれからママになる妊婦さんにほっとし、リフレッシュしてもらおうと共に、子育ての悩みや出産への不安など同じ立場同士で情報交換や気持ちを共有していただく場です。

【コミュニティソーシャルワーク（CSW）】

地域における暮らしに様々な課題を抱える住民の方々への支援を、個別支援にとどまらずに地域支援とも一体的に行うとともに、法制度に基づく公的な施策のみならずインフォーマルなサービスとも結びつけ、ソーシャルサポートネットワークを構築して、誰もが共生して幸せに生きていくことのできる地域社会（コミュニティ）を作り出していくことを目指す総合相談支援のソーシャルワーク技法です。積極的なアウトリーチでニーズを掘り起こしたり、制度の隙間を埋めていく支援をしたり、そのために多職種・多機関連携を図ったり、地域社会や住民に働きかけて新しい福祉資源を創り出していくことなどが欠かせないとされています。

さ行

【障害児相談支援事業】

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【生活困窮者】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められており、生活困窮者自立支援法に規定されています。

た行

【地域包括支援体制（地域包括ケアシステム）】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制です。

【地域包括支援センター】

専門三職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー及び保健師）を置き、包括的支援事業（介護予防マネジメント、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、虐待防止等・権利擁護など）を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、福生市においては市内2か所に設置しています。

【特定相談支援事業】

障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

は行

【バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」】

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

【ピアカウンセリング】

障害者同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持しあうカウンセリングです。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を言います。

【ファミリー・サポート・センター】

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織です。

【ボランティア・市民活動センター】

だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、条件整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでもだれでもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点です。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

【要配慮者】

平成 25 年（2013 年）6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた概念で、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことを指します。

わ行

【我が事 丸ごと 地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

|| 3 第5期福生市地域福祉活動計画策定委員会

第5期福生市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

要綱第77号
令和2年6月30日

(目的)

第1条 この委員会は、第5期福生市地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は第5期福生市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者20名以内をもって構成し、福生市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会長が委嘱する。

- (1) 町会長協議会の代表等関係者
- (2) 民生委員・児童委員協議会の代表等関係者
- (3) 医療・看護関係機関の代表等関係者
- (4) 福祉関係団体の代表等関係者
- (5) 福祉施設の職員等関係者
- (6) 知識経験者
- (7) 住民の代表
- (8) 行政の職員
- (9) 社協理事
- (10) その他社協会長が必要と認める者

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の実施期間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会に広く市民の声を反映させるために市民を構成員とする部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は社協内に置く。

(設置期間)

第8条 この委員会の設置期間は、第5期福生市地域福祉活動計画策定委員会の初回開催日から令和3年3月31日までとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(敬省略)

番号	選出区分	職名	氏名	所属等
1	町会長協議会	委員	森田 哲哉	福生市町会長協議会 理事
2	民生委員・児童委員	副委員長	齋藤 久美子	福生市民生委員・児童委員協議会 地区会長
3	医療・看護機関等	委員	西村 曜	(医社) 杏邦会 西村医院 院長
4	福祉関係団体	委員	菱田 秀雄	福生市老人クラブ連合会
5			島田 雅由	福生市身体障害者福祉協会 会長
6			徳田 稔	福生市手をつなぐ親の会 会長
7			佐藤 淳子	福生市保育協議会 (若葉保育園園長)
8	福祉施設職員	委員	佐々木 和仁	(福) 福陽会 第2サンシャインビラ施設長
9			諏訪 潤	(福) あすはの会 福生学園施設長
10			竹俣 祐子	(福) ひまわり会 麦わら帽子
11	知識経験者	委員	渡部 芽生	東京都社会福祉協議会 (地域福祉担当)
12	知識経験者兼住民代表	委員長	萬沢 明	(一社) 多摩福祉サポート 代表理事
13	住民の代表	委員	濱中 供子	現・地域福祉推進委員 (公募による市民代表)
14			志賀 義幸	現・地域福祉推進委員 (公募による市民代表)
15			半澤 比呂美	現・地域福祉推進委員 (公募による市民代表)
16	行政の職員	委員	石野 拓司	福生市 福祉保健部 社会福祉課
17	社協理事	委員	橋本 満彦	福生市社会福祉協議会 常務理事

4 諮問書



福祉協発第 102 号

令和 2 年 10 月 30 日

第 5 期福生市
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 萬 沢 明 様

福生市社会福祉協議会
会長 秋 山 美 左 江

第 5 期福生市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

現行の第 4 期福生市地域福祉活動計画を見直し、令和 3 年度を初年度とする第 5 期福生市地域福祉活動計画を策定するにあたり、計画の基本的な考え方並びに内容について、貴策定委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

5 答申書



令和3年3月25日

社会福祉法人
福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江 殿

第5期福生市
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 萬沢 明

第5期福生市地域福祉活動計画について（答申）

本委員会は、令和2年10月30日付けで貴職から諮問されました第5期福生市地域福祉活動計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、ここに結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

第5期 福生市地域福祉活動計画

ささえあいプラン ふっさ

令和3年（2021年）3月 発行

発行 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会
〒197-0004

東京都福生市南田園二丁目13番地1（福生市福祉センター内）

電話 042-552-2121 Fax 042-553-7532

ホームページ <https://fussashakyo.or.jp>

